桂川町告示第17号

令和4年第2回桂川町議会定例会を次のとおり招集する 令和4年2月18日

桂川町長 井上 利一

						(王/ 11-1)	. /	/ .
1	期	日	令和4年3月	4 日				
2	場	所	桂川町議会議	場				
							_	
	開会日	に応	招した議員					
			原中	政廣君	林	英明君		
			柴田	正彦君	杉村	明彦君		
			大塚	和佳君	吉川新	紀代子君		
			北原	裕丈君	下川	康弘君		
			竹本	慶吉君	青柳	久善君		
	,,,		応招した議員 				_	
0:	3月1	1日に	応招した議員					
0;	3月2	3日に	応招した議員					
О Л	芯招し	んなか					_	
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

令和4年 第2回(定例) 桂 川 町 議 会 会 議 録(第1日)

令和4年3月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
 - (1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
 - (1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
 - (1)議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第7 同意第2号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第8 選挙第1号 桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第10 議案第3号 町道路線の認定
- 日程第11 議案第4号 桂川町議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定
- 日程第12 議案第5号 桂川町特別職の職員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定
- 日程第13 議案第6号 桂川町教育委員会教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の制定
- 日程第14 議案第7号 桂川町宿泊税交付金基金条例の制定
- 日程第15 議案第8号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第9号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第10号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第18 議案第11号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第12号 桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を 改正する条例の制定
- 日程第20 議案第13号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第21 議案第14号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第22 議案第15号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第16号 令和3年度桂川町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第17号 令和4年度桂川町一般会計予算
- 日程第25 議案第18号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第26 議案第19号 令和4年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第27 議案第20号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第21号 令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第22号 令和4年度桂川町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
 - (1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
 - (1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
 - (1)議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第7 同意第2号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第8 選挙第1号 桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第10 議案第3号 町道路線の認定
- 日程第11 議案第4号 桂川町議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定
- 日程第12 議案第5号 桂川町特別職の職員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定
- 日程第13 議案第6号 桂川町教育委員会教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の制定
- 日程第14 議案第7号 桂川町宿泊税交付金基金条例の制定
- 日程第15 議案第8号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第9号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第10号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第18 議案第11号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の
 - 一部を改正する条例の制定

日程第19 議案第12号 桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を 改正する条例の制定

日程第20 議案第13号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

日程第21 議案第14号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(第5号)

日程第22 議案第15号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第23 議案第16号 令和3年度桂川町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第24 議案第17号 令和4年度桂川町一般会計予算

日程第25 議案第18号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第26 議案第19号 令和4年度桂川町土地取得特別会計予算

日程第27 議案第20号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算

日程第28 議案第21号 令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第29 議案第22号 令和4年度桂川町水道事業会計予算

出席議員(10名)

 1番 原中 政廣君
 2番 林 英明君

 3番 柴田 正彦君
 4番 杉村 明彦君

 5番 大塚 和佳君
 6番 吉川紀代子君

 7番 北原 裕丈君
 8番 下川 康弘君

 9番 竹本 慶吉君
 10番 青柳 久善君

欠席議員 (なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神﨑 博和君

説明のため出席した者の職氏名

 産業振興課長 …… 小金丸卓哉君 子育て支援課長 …… 江藤 栄次君

水道課長 …… 山本 博君 学校教育課長 … 平井登志子君

社会教育課長 …… 原田 紀昭君 王塚装飾古墳館長 …… 尾園 晃君

社会教育課長補佐 …… 吉貝 英貴君

午前10時00分開会

○議長(原中 政廣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和4年第2回桂川町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

·

日程第1.署名議員の指名

○議長(原中 政廣君) 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、杉村明彦君、5番、大塚 和佳君を指名します。

日程第2.会期の決定

○議長(原中 政廣君) 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの20日間にしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月23日までの20日間に決定しました。

これより、町長に行政報告、令和4年度の施政方針及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

〇町長(井上 利一君) おはようございます。

日ごとに春の訪れが感じられる季節になりました。

新型コロナウイルスによるパンデミックは、様々な経緯をたどりながら3年目を迎えています。 変異株オミクロンが猛威を奮い、全国的に感染が継続している状況にあります。福岡県におきま しても、まん延防止等重点措置が3月6日まで発出され、まだまだ出口が見えない状況が続いて います。一日も早いコロナウイルスの終息を心から願う次第でございます。

また、北京で開催された冬季オリンピックにおける日本選手の活躍は目を見張るものがありま

した。しかし、ロシアのウクライナ侵攻は予断を許さない情勢にあり、一刻も早い停戦と平和的 な解決を切に願う次第であります。

なお、令和4年度の施政方針及び予算編成については、私の町長としての任期最後の年に当たります。基本的には、これまで取り組んできた町づくりを継続して推進し、文化の薫り高い、心豊かな町づくりを目指していきたいと考えています。

さて、本日は、令和4年第2回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には公私 ともお忙しい中にもかかわりませず御出席を頂き、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告、令和4年度施政方針及び本日御提案します議案等の提案 理由について御説明いたします。

はじめに、本年3月31日をもって退職します職員は、一般職3名、再任用職員2名、保健師1名、保育士1名、技能労務職1名の計8名ですが、技術職等の採用については、期間的に採用試験の実施が困難であったため、4月1日付の採用は一般職5名を内定しているところです。

次に、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年が60歳から65歳に改正され、令和5年4月から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げられることになりました。今後、関係条例の整備等が必要になるものと認識しています。

次に、人事院は、昨年8月に一般職の国家公務員の期末手当を0.15月分引き下げる勧告を 行いました。通常であれば12月の期末手当から実施するものですが、諸般の事情から令和4年 6月の期末手当から減額調整を行うものとされたところです。

本町ではこれに伴い、一般職は令和4年6月の期末手当から引下げを行うための条例の改正案を上程しています。また、町議会議員、特別職、教育長については、0.15月分の引下げを行うための特例に関する条例案を上程していますので、よろしくお願いします。

次に、個人情報の保護に関する法律等の一部改正により、個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられました。これは、個人情報取扱いの透明性を図り、適正な管理を確保するため、個人情報の名称、利用目的、記録項目などを記録したファイルの作成を必要とするものです。令和4年度では準備期間として事務作業を行い、5年度からの実施に取り組んでまいります。

次に、行政手続における押印等の見直しについては、法令等により押印が必要とされているものや、外部機関、金融機関等から求められているものを除き、慣例的なものについては廃止の方向で検討しています。

今回、押印廃止の条例改正案を上程するとともに、規則等の改正についても取り組んでいるところです。

次に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律について、地域の旅客運送サービスの持続

可能な提供等を確保することを目的とした、地域公共交通活性化計画の策定が求められています。 この計画は、町内を運行する西鉄バスが国の補助金の適用を受けていることもあり、計画策定の ための新たな機関として地域公共交通会議を設置したいと考えています。

次に、湯の浦総合キャンプ場は、自然体験や登山、宿泊等ができる貴重な地域資源であり、弥山岳やゆのうら体験の杜などと一体的な利活用を図るために管理運営体制を整備したいと考えています。今回、当施設に関する管理運営の所管変更について、条例の改正案を上程していますのでよろしくお願いします。

次に、2月末時点におけるふるさと応援寄附金の状況は、件数で5,496件、金額では5,857万9,000円となっています。今年度は、インターネット掲載サイトの追加や返礼品の拡充などを求めるとともに、令和2年度に御寄附を頂いた皆様へお礼のパンフレットを送付するなど、本町の紹介、PRに取り組みましたが、前年度実績の約54%にとどまっています。状況の変化を注視しながら、返礼品の掘り起こしや寄附金ウェブサイトのブラッシュアップに努め、事業の推進を図ってまいります。

次に、県事業で取り組んでいます県道豆田稲築線(九郎丸工区)については、現在、計画道路 に要する用地測量や建物調査に着手され、令和4年度からは用地買収が進められる予定です。本 町としましても、地元協議等に関する支援を積極的に行い、早期に安全で利便性の高い道路整備 を推進してまいります。

次に、二反田団地B棟建築工事については、現在、基礎杭の設置及び1階下の基礎工事が完了 し、2月末現在の進捗率は11%となっています。本年12月の完成に向けて順調に工事が進め られているところです。また、桂川交番付近から二反田団地に通じる町道新町狩野線の道路改良 については、沿道の地権者の皆様の御理解と御協力を頂きながら用地買収を進めているところで す。

次に、本町のまちづくりの基盤となる住みよい定住づくりや民間の開発行為を推進する上で土地の有効活用が課題になっています。このため、町が所有する遊休地について、競争入札による公有地販売に積極的に取り組んでまいります。具体的な内容については、広報「けいせん」や町のホームページ等に掲載しますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、現在、税金、使用料等の収納は、役場会計窓口及び指定金融機関等にて実施していますが、収納機会の拡充及びキャッシュレス化による利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォンによる電子決済を検討しているところです。令和5年度からの実施を目指しています。

次に、昨年12月に国が実施した新型コロナウイルス対策・子育て世帯臨時特別給付金に関連 して、所得制限による給付金の支給対象外になられた世帯に対し、町独自の取組として、子供 1人当たり10万円を給付したいと考えています。

次に、福岡県は国民健康保険運営方針として、県内市町村の保険料水準の均一化を目指すため、 令和6年度から11年度までを均一化移行期間としています。本町もこれに対応するため、桂川 町の国民健康保険事業の運営に関する協議会を中心に、様々な角度から調査研究を続けていると ころです。

本町の場合、県の保険料均一化の前に、現在の課税方法を4方式から3方式に変更する必要があります。このため、具体的な内容等について、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、関係条例の改正等に取り組んでまいります。

次に、福岡県央環境広域施設組合のごみ処理施設新工場建設の最終候補地として、桂苑とその周辺が最適地と判断されていることにつきましては、昨年の12月議会で報告したところです。 その後、地元説明会等の開催を計画しようとしましたが、コロナの関係で実現できていません。 地元の皆さんの御意見等を伺いながら取り組む必要があると考えています。

また、事業の推進に当たり、組合側から本町の職員を再編建設推進室に派遣されたいとの要請がありましたので、本年4月から派遣したいと考えています。

次に、第2期健康増進食育推進計画については、健康づくり推進協議会で御協議いただき、最終的な取りまとめ作業を行っているところです。また、町民の皆様の健康維持・増進のために、各種検診、健康教室、介護予防等の内容充実を図るとともに、新規事業として健康ポイント事業を展開し、幅広く健康増進運動を推進していきたいと考えています。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月からオミクロン株による感染拡大が収まらず、本町においても2月末現在で延べ408人、2月は211人が感染され、特に若い人は家庭内で感染するケースが増えているようです。

本町では、現在ワクチンの3回目接種を推進し、65歳以上の高齢者の接種は順調に進んでいます。また、64歳以下の方についても、2回目の接種から6か月を経過した人を対象に、順次接種券を発送し接種を促しているところです。

なお、5歳から11歳までの小児ワクチン接種については3月中旬から実施する計画で、具体的には5歳、6歳児は、桂川町総合体育館で2市1町合同による集団接種を実施し、7歳から11歳児は、個別にそれぞれの医療機関で接種できるように体制が組まれていますので、接種券が届きましたら、ぜひ御検討くださいますようお願いいたします。

次に、農業振興については、農地や農道、水路等の環境保全のため、多面的機能支払交付金や 中山間地域等直接支払交付金を活用した取組の支援を継続してまいります。

また、新規に就農する青年農業者の支援策として、県や農協と連携しながら農業次世代人材投資事業を活用し、地域農業の活性化を図ってまいります。

次に、現在、県事業として取り組んでいます七浦溜池の改修については、令和4年度中に国の 審査を受け、令和5年度以降には事業に着手する予定です。

次に、桂川駅の観光案内所については、運用開始に向けて備品購入費や管理費などを予算計上 しています。施設の機能としては、観光を含めた桂川町の情報発信及び交通結節点としての休憩 所を柱として想定し、利用者の状況等を勘案しながら実施したいと考えています。なお、皆さん に親しまれる施設として愛称の募集を行う計画です。

次に、令和4年度の保育所入所受付状況については、2月末日現在のところ、申込み児童全員 の受入れが可能な状況になっています。

次に、吉隈保育所民営化に向けての取組については、移管先事業者の社会福祉法人明見会と引継ぎ保育及び事務手続等を順調に進めているところです。

また、移管後の私立吉隈保育園の施設改善については、明見会の意向を考慮するとともに、国の交付金等の活用方法や交通利便性、移設先の用地の確保等についても積極的に支援していきたいと考えています。

なお、土師保育所の施設改善については、町の重要な課題として認識しているところです。

次に、安全でおいしい水の提供が求められる上水道事業については、近年、多発している大雨等による原水濁度の上昇や水質の変化に迅速に対応するため、常時監視観測できる広域監視システム、クラウドシステムを導入したいと考えています。このことにより、これまで職員の目視や経験による判断に頼っていたことが数値化されることになり、人為的なミスを未然に防ぐとともに、インターネットによる遠隔指示等が可能になるものです。

次に、桂川小学校の屋上の防水及び外壁塗装工事については、先月の臨時町議会において工事変更契約の議決及び関連予算の御承認を頂き、ありがとうございました。子供たちの学校活動と並行した工事であり、関係者の皆様には大変御不便、御迷惑をおかけしていることと思いますが、おかげさまで予定の工期内に完成のめどが立ち、うれしく思っているところです。皆様の御理解と御協力に心から感謝申し上げます。

次に、社会教育事業では、子供から高齢者まで生き生きと暮らせるための学習機会の提供に努め、「夢・人・未来塾」アンビシャス広場をはじめとする各種事業や、社会教育関係団体と連携し、町全体で子供たちを見守り、育てる環境づくりに取り組みます。

また、デジタル社会の進展に伴い、高齢者を対象にスマートフォン教室を開催し、現代社会に マッチした生活様式の進化を後押しします。

なお、民法の改正に伴い、今年4月から成人年齢が18歳になりますが、本町の来年の成人式は、これまでの形態を基本に置いて開催する予定です。

次に、町立図書館では、子供向けの折り紙教室、小学生読書リーダー養成講座、英語の絵本を

使った読み聞かせなどを行っています。

また、子育て支援事業の一環としてブックスタート事業を行い、幼少期から本に親しむ環境づくりに努めるとともに、本年度に導入した電子図書については書籍の充実を図ってまいります。

次に、人権・同和問題は、社会情勢の変化、インターネットの普及等により、ますます多様化 し複雑になっています。今後も町民一人ひとりの人権が保障をされる町づくりを目指して、同和 問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に取り組んでまいります。

次に、王塚古墳については、令和2年度に策定した特別史跡王塚古墳保存活用計画に基づき、 令和4年度は、石室を支える鋼管支柱について検証する調査を開始します。

また、昭和42年に発行された桂川町史をデジタル化し、電子図書として利用者の閲覧に寄与 したいと考えています。

次に、一般会計予算について御説明します。

まず、議案第14号令和3年度桂川町一般会計補正予算(第5号)につきましては、補正額8,128万4,000円を追加し、予算の総額を68億1,575万1,000円に定めようとするものでございます。

今回の補正の主なものは、国の補正予算において措置された普通交付税の臨時費目臨時財政対 策債償還基金費を減債基金に積み立てるものや、住民基本台帳システム改修委託料、宿泊税交付 金基金積立金などを計上しています。そのほかには、決算を考慮した精算見込み等による補正計 上であります。

以上が、令和3年度一般会計補正予算(第5号)の主な内容でございます。

次に、令和4年度一般会計予算について御説明いたします。

総務省が示した令和4年度の地方財政対策の概要は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の社会情勢等を含め、歳出面においては地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防、防災力の一層の強化等に対応するために必要な経費を計上するとともに、地方団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。

また、歳入面においては、経済財政運営と改革の基本方針2021等を踏まえ、交付団体をは じめ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和3年度地方財政 計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずること となった大幅な財源不足について、地方財政の運営上、支障が生じないよう適切な補塡措置を講 ずることとする、とされたところです。

このような状況の下、本町の令和4年度予算は、対前年度比8.4%増の62億5,593万2,000円と定めています。

それでは、予算の主な内容について御説明します。

まず、歳入予算の1款町税ですが、1項町民税は、懸念していました新型コロナウイルス感染症の影響は小さく、令和3年度の町税実績等を勘案して個人分で7.9%の増、法人分で20.3%の増を計上しています。

また、4項町たばこ税は、加熱式たばこの課税方式見直しの影響により27.0%の増を見込み、町税全体では5.5%、5,998万7,000円増の11億5,802万7,000円を計上しています。

11款地方交付税については、国全体の総額は18兆538億円で前年度と比べ3.5%の増 となっています。本町の普通交付税は、吉隈保育所民営化の影響や令和3年度国の補正予算にお ける国税収入の増額補正に伴う地方交付税法定率分の増額による追加交付の皆減等を勘案し、 16億4,541万3,000円としています。

また、特別交付税については、令和2年度の決定額から約20%減の2億円を計上しています。 17款財産収入では、2項財産売払い収入において、町が保有する遊休地の売払い収入を計上 しています。

19款繰入金では、財政調整基金ほか4基金について、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰入れを行っています。財政調整基金については前年と同額の2億円、また公共事業整備基金については、町道豆田稲築線の町移管に伴う修繕費と合わせて6,000万円を計上しています。

22款町債は、町営住宅二反田団地建替え(第2期)事業に係る建設事業債や庁舎照明のLE D化に係る高効率照明機器整備事業債を新規計上しています。

続きまして、歳出予算では、2款総務費において、ふるさと応援寄附金事業費や移住・定住奨励事業費などのほか、新規事項として公共施設等総合管理計画の策定に係る経費などを計上しています。

3款民生費では、社会福祉費や障がい者福祉費、老人福祉費など社会生活に必要な経費等を計 上しています。新規事項としては、私立保育園における保育支援者配置及び保育の安全対策に係 る補助金などを計上しています。

4款衛生費では、各種予防接種や健康増進環境衛生施設関係など、健康で衛生的な生活環境を 保持するための関連経費を計上しています。

また、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の関連経費のほか、新規事項として高齢者の 保健事業と介護予防の一体的な支援事業費を計上しています。

なお、福岡県央環境広域施設組合負担金については、当組合内の基金の一部取崩しに伴い基金 の還付が生じたため、当該還付分と負担金を相殺した金額を予算計上しています。

5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料や若年者専修学校等、技能習得

資金貸与金などを。

6 款農林水産業費では、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などの経費のほか、ため池ハザードマップ作製費や水利施設改修事業費を計上しています。

7款商工費では、商工業の振興や消費者行政に関する経費のほか、桂川駅観光案内所の開所関連経費を。

8款土木費では、道路橋梁の維持改良費や二反田団地建設事業の関連経費などを計上しています。

9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や町消防団の組織運営、装備充実に係る経費を。

10款教育費では、小中学校における少人数学級や学力アップ推進事業、土曜学習教室、セカンドスクール授業、タブレット端末の利活用に関わるGIGAスクール推進事業費等を新規計上しています。

以上が、一般会計予算の概要でございます。

なお、令和3年度国の補正予算において、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金が措置されました。これを受けて実施します第4次桂川町新型コロナウイルス感染症緊急 支援対策事業の関連予算として、本定例会の中日に令和4年度一般会計補正予算(第1号)とし て上程しますので、よろしくお願いします。

なお、本日御提案します議案は、桂川町教育委員会委員の任命並びに桂川町公平委員会委員の 選任についての同意案件が2件、桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてが1件、 人権擁護委員候補者の推薦についての諮問が1件、町道路線の認定に関するもの1件、町議会議 員及び特別職の期末手当の支給に関する条例の制定についてが3件、基金条例の制定に関するも の1件、押印の見直しに伴う条例の制定が1件、条例の一部改正が5件、令和3年度補正予算が 3件、令和4年度の一般会計及び特別会計予算が6件の計22件でございます。

人事案件につきましては私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたします ので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告、施政方針及び提案理 由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3. 総務経済委員長報告

○議長(原中 政廣君) 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査事件の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長(下川 康弘君) 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総

務経済建設委員会の審査結果を報告します。

12月議会定例会を終え本議会まで、延べ4回の委員会を開催いたしました。

本年度においては、10か所の道路事業がなされ、舗装改修を中心とした道路整備がなされております。また、福岡県が実施した桂川町役場から嘉穂総合高校までの新しい道路――県道豆田稲築線土師工区の整備に伴い、令和4年度内には総合高校北側交差点から又手交差点までの間は県道となり、従来の県道豆田稲築線が町道管理になる管理替えが行われます。その準備工事として、土居別道交差点より又手交差点までの区間の道路補修工事が福岡県飯塚県土整備事務所によりなされております。これに併せて、令和4年度には桂川町が管理している区間においても、道路補修の対応を町が行う予定となっております。

また、6階建ての町営住宅二反田団地の2棟目は、令和3年度より建設される中、その進入路に当たる新町狩野線についても隣接の農地を用地買収することにより、2車線への拡幅工事の取組が進められております。

一方で、令和3年度においては、予定していた改修ができなかった箇所があり、できるだけ早 い道路改修の対応を指摘したところです。

このほか、各行政区長からの要望箇所についても、未整備箇所が数多くあることから、緊急性、 安全性を検討しながら、道路管理の指摘を行っていく予定です。

したがいまして、引き続き閉会中の継続審査をお願いして、報告を終わります。

〇議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申 出のとおり閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員会長報告

〇議長(原中 政廣君) 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました教育環境整備についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

- **○文教厚生常任委員長(柴田 正彦君)** 文教厚生委員会に付託されています教育環境整備について、当委員会の審査の結果を報告します。
 - 12月定例会後、4回の委員会を開催し、ひまわりの里、武道場、グラウンド・ゴルフ場、ゲートボール場などを視察しました。

総合福祉センターひまわりの里の中にあるひまわりのたねは広くなり、幼児が快適に過ごすことができる施設となっています。現在は、コロナ禍で使うことができないのが残念です。

武道場は、施設が古くなっていますが整備が行き届いていました。大事に使われていると思いました。しかし、周囲の植え込みの中にたばこの吸い殻などがありました。青少年の教育にとって許せないことです。

グラウンド・ゴルフ場は寒い中、町の皆さんが笑顔で楽しんでいらっしゃいました。休憩室の 床、コースに設置されている枕木などの劣化が指摘されています。また、屋根がさびてきていま す。「腐食する可能性があるので、早く修理をしたほうが費用がかからないのに」と言われてい ました。女性の方は「トイレの便座が冷たい」と言われていました。

高齢者の運動や学習などは女性の参加が多く、男性が少ないのが常ですが、グラウンド・ゴルフ場は男性の参加も多く、町外にも広く知られている施設です。必要な修理は早く行うべきです。

ゲートボール場はきれいに整備されています。使われている方がボランティアで掃除などをされているそうです。ありがたいことです。しかし、ゲートボールをされている方は少なくなっています。ゲートボール場をどのようにしていくのか考える時期に来ているように思われます。

今後とも教育環境整備のために視察が必要です。つきましては、教育環境整備について継続審査をお願いいたします。

- ○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、教育環境整備については、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長(原中 政廣君) 議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行について を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長(林 英明君) 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行 について当委員会の報告をいたします。

12月定例会後、3回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年2月1日に第36号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き桂川議会だより第37号を発行するため、継続審査をお願いし、当委員会の報告を終わります。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、 委員長から申出のとおり閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意2件、選挙1件、諮問1件、議案20件であります。

同意第1号、2号、選挙第1号、諮問第1号、議案第4号から第6号までの議案は、本日即決していただき、議案第3号、議案第7号から議案第16号については、本日質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。

議案第14号から議案第16号については、11日の本会議で採決を行い、議案第3号、議案 第7号から議案第13号については、23日に採決を行います。

議案第17号から議案第22号までについては、本日説明を受け、11日の本会議で質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。

4日間で審議をしていただき、23日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 同意第1号

○議長(原中 政廣君) 同意第1号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題

といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

〇町長(井上 利一君) 同意第1号桂川町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本件は、桂川町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、教育委員として勤めていただいております新宮鈴香氏の任期が、本年3月5日をもって 任期満了となりますので、同氏を再任することについて、提案するものでございます。

新宮鈴香氏は、住所は桂川町大字土師3128番地5で、昭和29年4月5日生まれの67歳でございます。

新宮氏は、昭和50年3月に鎮西学園短期大学英語科を卒業され、翌51年4月からアヅマアイデアル商事株式会社に入社され、出産と育児のため同社を退社された後、平成2年4月から株式会社カイテックスに入社、平成18年10月に同社を退職されています。その後、新宮氏は、平成30年3月に本町の教育委員会委員に就任され、現在1期目であります。

新宮氏は、性格は大変温厚で、多くの人に親しまれる明るい人柄であります。また、何事にも 熱心に取り組まれる方で、2人のお子さんの育児、教育を経験され、桂川小学校のPTAの役員 としても活動されました。

さらに、桂川手話の会の会長を務められ、手話通訳者として全国統一試験に合格されるなど、 福祉ボランティアとしても活動が顕著な方でございます。

子供たちを大切に思うと同時に、聴覚障がいを持った人たちとの関わりを大切にし、いとうことなく、自分にできることを実行される新宮氏は、教育委員としてふさわしい方であり、本町の教育行政の推進のために御活躍いただけるものと確信いたしております。

議員各位の御理解を頂き、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行いますが、本件は人事案件でありますので、他人の私 生活にわたる発言をすることのないように御注意を願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員(6番 吉川紀代子君) 日本共産党の吉川紀代子です。

私は、人物の評価はいたしません。今回同意を求められております新宮鈴香氏におきましては、 重大な事故や事件を起こしていないということで、私は賛成をいたします。ただし、教育行政の 決まりについて、改善すべき点もあるということを指摘したいと思います。

○議長(原中 政廣君) 今、討論は賛成討論……。はい。

これから、同意第1号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。 この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長(原中 政廣君) ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、5番、大塚和佳君、6番、吉川紀代子君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び賛否の明らかでない投票は、否とみなし、反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長(原中 政廣君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長(原中 政廣君) 事務局が議席番号と氏名を読み上げますので、記載台で記入の上、順番に投票願います。

[事務局長点呼·議員投票]

 2番 林 英明議員
 3番 柴田 正彦議員

 4番 杉村 明彦議員
 5番 大塚 和佳議員

 6番 吉川紀代子議員
 7番 北原 裕丈議員

 8番 下川 康弘議員
 9番 竹本 慶吉議員

 10番 青柳 久善議員

○議長(原中 政廣君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。大塚和佳君、吉川紀代子君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長(原中 政廣君) 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。 以上のとおり、全員賛成です。したがって、同意第 1 号桂川町教育委員会委員の任命について は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

- ○議長(原中 政廣君) ただいま、桂川町教育委員会委員として任命同意を受けられました新宮 鈴香さんから御挨拶を受けたいと思います。どうぞ。
- ○教育委員会委員(新宮 鈴香君) 皆様、おはようございます。

このたび、議員の皆様から、教育委員の選任に御同意を頂きました、新宮鈴香と申します。 ど うぞよろしくお願いいたします。

教育委員に再任させていただきましたことは、大変光栄に存じますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いがいたしております。

私は、これまで教育委員を4年間勤めさせていただきました。保護者の視点から、また、福祉の視点から、桂川町の教育の在り方を見させていただきました。自分なりに、どの子供たちにも、町民の皆様にも、教育が行き渡るようにと考え、多くの会議の中で意見を述べさせていただきましたが、教育とは奥深いものがあり、本当に勉強させられることばかりでした。

4年間の任期を終え、私でよかったのかなと思う反面、いや、もっと教育に関わっていきたい という思いも強くなってまいりました。

本日、このように再任の御同意を頂きましたことは、もっとしっかりと教育に関わりなさいという、議員の皆様の激励だと受け止めさせていただきたいと思っております。

桂川町を大きく発展させていくためには、まず、人づくりが大切だと考えます。そのために、 教育の果たす役割は大きいものがあると思います。特に、これからの桂川を担う子供たちの豊か な心の育成が重要だと認識しております。

誠に微力ではございますが、桂川町の教育の推進のために努力してまいりたいと考えておりま すので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(原中 政廣君) ここで、暫時休憩といたします。再開は、11時15分より再開します。 暫時休憩。

刊11時01分 [] []	

左前1時01公休憩

午前11時15分再開

〇議長(原中 政廣君) 会議を開きます。

日程第7. 同意第2号

○議長(原中 政廣君) 同意第2号桂川町公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題 といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

〇町長(井上 利一君) 同意第2号桂川町公平委員会委員の選任について御説明いたします。

本件は、桂川町公平委員会委員の任期が令和4年3月25日をもって満了することから、公平 委員会委員の選任について地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、御提案しています方は、松尾朋氏、諫山慶秀氏、都田智子氏であります。参考資料として、7ページから9ページに資料を添付していますので見ていただきたいと思います。

初めに、松尾朋氏は、昭和58年9月26日生まれの38歳で、住所は佐賀県鳥栖市本鳥栖町633番地10です。平成21年3月に、西南学院大学法務研究科を修了され、平成22年9月に司法試験合格、平成23年12月に弁護士登録をされ、現在は飯塚市内に松尾・足立法律事務所を開設されています。松尾氏は桂川町の出身で、令和3年4月から本町の情報公開・個人情報保護審査会委員を務めていただいております。現在1期目でございます。

次に、諫山慶秀氏は、昭和34年1月2日生まれの63歳で、住所は桂川町大字土師2270番地11であります。昭和56年3月に福岡教育大学を卒業され、同年4月から桂川小学校をはじめ管内の小学校等に教師として勤務、平成20年4月には田川市立弓削田小学校教頭、平成26年4月から田川市立鎮西小学校の校長等を歴任され、令和3年6月に退職されています。

次に、都田智子氏は、昭和28年3月12日生まれの68歳で、住所は桂川町大字土師3683番地であります。昭和48年3月に、山口県立山口女子短期大学を卒業され、同年4月には医療法人西福岡病院に就職、その後昭和49年4月に医療法人ユーアイ西野病院に就職され、昭和54年4月から本町の職員に採用、管理栄養士として勤務されました。平成25年3月に退職されています。

3人の方は、いずれも人格は高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務に理解があり、 人事行政に関し識見の高い方であります。本町の公平委員にふさわしい方でありますので、議員 各位の御理解を頂き御同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明と いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(原中 政廣君) それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありま

せんか。吉川君。

○議員(6番 吉川紀代子君) 日本共産党の吉川紀代子です。

7点ほど質問をしたいと思います。まとめて申し上げます。

公平委員会とは、どのような組織なのか。

次に、この全員が再任されるのか。

そして、受付窓口はどこになるのか。

次に、報酬はどうなるのか。

職員への周知はどうしているのか。

桂川町にこの公平委員会ができたのはいつ頃か。

最後に、過去にこの救済措置申入れはあったか、なかったか。

以上です。

- 〇議長(原中 政廣君) 総務課長。
- ○総務課長(横山 由枝君) 御質問にお答えいたします。

公平委員会とはどのような組織かというお尋ねでございますが、市町村に勤務する職員の利益の保護と公平な人事権を行使する保障するためにある機関で、職員が納得できないペナルティーを町長等から与えられたときに、物申すことができる救済機関となります。いわゆる役場職員の駆け込み寺といったような存在になります。

全員が再任なのかという御質問でありますが、今回は全員入替えとなっているところでございます。

窓口は、総務課人事電算係となります。

報酬についてのお尋ねですが、報酬は、桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、委員長は6,000円、委員は5,000円となっております。

職員への周知でございますが、新人研修等通じて職員のほうには通知をしております。

桂川町ではいつから設置しているのかという御質問でございますが、桂川町単独の設置といた しましては平成18年からとなっております。

救済の申入れの御質問でございますが、平成18年の桂川町単独の設置からお調べしましたが、 救済の申入れはございませんでした。

以上でございます。

- 〇議長(原中 政廣君) よろしいですか。
- 〇議員(6番 吉川紀代子君) はい。
- ○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、同意第2号桂川町公平委員会委員の 選任については、同意することに決定しました。

日程第8. 選挙第1号

○議長(原中 政廣君) 選挙第1号桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、地方 自治法第182条第1項及び第2項の規定によって、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推 選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに 決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。 選挙管理委員会委員には、大塚清文さん、栗原和子さん、深江紀子さん、足立秀子さん、以上 の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、大塚清文さん、栗原和子さん、深江紀子さん、足立秀子さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、中園節男さん、吉住和代さん、田中哲男さん、吉田健一さん、 以上の方を指名します。 お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、中園節男さん、吉住和代さん、田中哲男さん、吉田健一さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序について、お諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

別途文書で、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を行います。

日程第9. 諮問第1号

- ○議長(原中 政廣君) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。 本件について、内容の説明を求めます。井上町長。
- ○町長(井上 利一君) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。 本件は、人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定 により議会の議決を求めるものであります。

現在、人権擁護委員として務めていただいております池田静子委員の任期が、本年6月30日 をもって任期満了となりますので、引き続き同氏の再任をお願いするものでございます。

池田氏は、住所は桂川町大字中屋489番地1、昭和23年8月27日生まれの73歳でございます。次のページに参考資料を添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

池田氏は、昭和44年3月、市立尾道短期大学、現在の市立尾道大学、経済学部を卒業され、 出版社の編集業務に携われた後、昭和62年3月から第一生命保険相互会社に勤務され平成6年 7月に退社、平成6年8月から平成16年8月までの古書店ウイングを経営されていました。現 在は、桂川町に居を移され本町の人権教育啓発推進委員会委員、自治基本条例推進委員会委員を 務められています。また、平成28年7月から人権擁護委員として御活躍いただき、現在2期目 でございます。

池田氏は、性格は誠実かつ温厚な方で常日頃からボランティア活動等に積極的に参加され、大

変人望の厚い方であります。これまでのいろいろな人生経験や豊富な知識と併せて誰にでも親しまれるお人柄は、町民の皆さんの基本的な人権を擁護すると同時に、多岐にわたる相談事や心配事に的確に対応できる方であり、責任感と使命感を持って御活躍いただけるものと確信いたしております。

議員各位の御理解を頂き議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明 といたします。よろしくお願いします。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行いますが、本件は人事案件でありますので、他人の私 生活にわたる発言をすることのないように、御注意をお願いいたします。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

- ○議員(6番 吉川紀代子君) 日本共産党の吉川紀代子です。
 - この人権擁護委員会というところの、構成している人数、総数を教えてください。
- 〇議長(原中 政廣君) 井上町長。
- 〇町長(井上 利一君) 本町には3名おられます。
- 〇議長(原中 政廣君) 川野課長。
- ○健康福祉課長(川野 寛明君) 桂川町の人権擁護委員の総数ということでございますか。 (「聞こえません」と呼ぶ者あり) 桂川町の人権擁護委員総数ということでよろしいでしょうか。 (「今、町長答えたよ」と呼ぶ者あり) 4名です。すみません、4名です。
- **〇議長(原中 政廣君)** ちょっと待って。暫時休憩。ちょっと調整して。
- **○町長(井上 利一君)** 申し訳ございません。私の間違いでございました。4名であります。
- ○議長(原中 政廣君) よろしいですか。
- 〇議員(6番 吉川紀代子君) はい。
- ○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、池田静子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、池田静子さんを適任とすることに決定しました。

日程第10. 議案第3号

○議長(原中 政廣君) 議案第3号町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

〇建設事業課長(原中 康君) 議案書の14ページをお開きください。

議案第3号町道路線の認定について御説明いたします。

道路法第8条第1項の規定により、町道路線を認定するものでございます。

認定する路線は表に示しております3路線でございます。

路線名、六反坪線、道路の起点、桂川町大字豆田字六反坪5番1地先、終点、桂川町大字豆田字六反坪5番5地先。

次に、路線名、十三塚線、道路の起点は桂川町大字土師字十三塚1401番8地先、終点は桂 川町大字土師字十三塚1394番地先。

次に、路線名、古野2号線、道路の起点は桂川町大字土居字古野629番17地先、終点は桂 川町大字土居字古野629番21地先でございます。

提案理由といたしましては、道路法上の道路として認定するに当たり、第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次のページに、参考資料として路線の延長、幅員、位置図を添付しておりますので、御参考いただきますようお願いいたします。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りま すよう、お願いいたします。

- **〇議長(原中 政廣君)** これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 日本共産党の吉川紀代子です。

議案8号、3か所の道路を町道として認定するということでありますが、この説明書を読んだときに、私がふと疑問に思ったのが、延長の長さであるとか、幅員の数値がいろいろまちまちなので、町道とする基準というものがですね、あるのかなと疑問に思いましたので、もし基準があればですね、どういう基準なのか、それを教えてください。

- 〇議長(原中 政廣君) 原中課長。
- ○建設事業課長(原中 康君) ただいまの町道認定の基準というものでございますけれども、 具体的な幅員というですね、設定ではなくてですね、公共性のある道路であり、交通の安全が確保された道路、安全で円滑な交通を図るために町が主体的に設置管理をする道路、こういった道路をですね、管理することができると町長が認める道路について認定の対象としております。

具体的には、町道ともう既に認められた道路に接続しておりですね、かつ、通り抜けが可能、

また車両の旋回等の必要な構造が設置できている、こういったものが条件というふうになっております。

- **〇議長(原中 政廣君)** よろしいですか。はい、どうぞ。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 大体分かりましたけど、すみません、併せてですね――この案件に地図が添付してありました。私、分からないからこの地図に基づいて現地に行ったわけなんですけれど、なかなかその地図を見るときによく分からない、大きなものがこういうものだというふうにあったら分かるんですけど、分からないから担当課長に詳しく聞いて、そして現地に行っても道に迷いながらですね、行くというようなことがありました。だから、せっかく添付されても、分かるように、私たちが分かるような地図を添付していただきたい。これ、要望です。以上です。
- ○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第4号

日程第12. 議案第5号

日程第13. 議案第6号

〇議長(原中 政廣君) 議案第4号桂川町議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定について、議案第5号桂川町特別職の職員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定について、議案第6号桂川町教育委員会教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の制定について、以上3件を一括議題とし、質疑・討論・採決は、それぞれ議案ごとに行います。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長(横山 由枝君) 議案第4号から第6号は、議会の議員、特別職の職員、教育長の期末手当を改定するため特例措置を講じようとするもので、関連しておりますので一括して御説明させていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第4号桂川町議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の20ページをお願いいたします。

本条例は令和3年8月の人事院勧告を踏まえて、桂川町議会の議員の令和4年6月に支給する 期末手当の支給割合を100分の15を減じ、100分の130に定めようとするものでござい ます。

議案書の21ページをお願いいたします。

議案第5号桂川町特別職の職員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定について御説明申 し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

本条例は令和3年8月の人事院勧告を踏まえて、桂川町特別職の職員の令和4年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の15を減じ、100分の130に定めようとするものでございます。

議案書の23ページをお願いいたします。

議案第6号桂川町教育委員会教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の制定について御説 明申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。

本条例は令和3年8月の人事院勧告を踏まえて、桂川町教育委員会教育長の令和4年6月に支給する期末手当の支給割合を100分の15減じ、100分の130に定めようとするものでございます。

附則でございますが、いずれの条例におきましても公布の日からとし、令和4年6月30日限 りでその効力を失うこととしております。

以上、簡略でございますが、議案第4号から第6号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(原中 政廣君) これより、議案第4号桂川町議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定についての質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) 何点かあります。

まず、井上町長にお尋ねいたします。今回、町長、副町長、教育長、そして私たち議員、計13名の期末手当を引き下げるという議案ですが、今、この議案を出されるのはなぜなんですか。 総務課長にお尋ねします。じゃ、実際に、私の年間の給与、賃金といいますか、町の皆さんの 血税を頂いているんですが、幾ら頂いているのか、年間。そして、じゃあ、今までの期末手当は 幾らで、6月に今度減るだろうのは幾ら減るのか、同じく、町長は1年間幾らで、期末手当は今 までは幾らあって、6月どうか。副町長も、教育長も、ということで教えてください。

あと、確認ですが、条例を見る限り6月の1回だけになっているようですが、その確認でよろ しいですか。

以上です。

- 〇議長(原中 政廣君) 井上町長。
- **〇町長(井上 利一君)** 御質問にお答えしたいと思います。

なぜこの時期にということでございますけれども、行政報告の中でも申し上げましたように、本来であれば昨年の12月の期末手当からの引下げが妥当でございました。しかし、御承知のように衆議院選挙等の関係もありまして、国としても対応ができなかったということで6月に、延期したような形になっております。6月に実施するためにはですね、やっぱりこの時期にきちっと条例化しておく必要があると、そのように判断した結果であります。

- 〇議長(原中 政廣君) 総務課長。
- ○総務課長(横山 由枝君) 御質問にお答えいたします。

まず、議員の年間の報酬ということでございますが、議員の年間収入額として報酬額294万円、期末手当額86万7,300円、合計といたしまして380万7,300円でございます。 6月の期末手当で減額を予定しています額は4万4,100円でございます。

続きまして、町長の年間収入額として給与額848万4,000円、期末手当額250万2,780円、総額といたしまして1,098万6,780円でございます。6月の期末手当で減額を予定しています額は12万7,260円でございます。

副町長の年間収入額として給与額700万8,000円、期末手当額250万2,780円、総額といたしまして907万5,360円。今回、6月で予定しております減額額は10万5,120円でございます。

教育長につきましては、年間収入額、給与額649万2,000円、期末手当額192万5,140円、総額といたしまして840万7,140円でございます。6月の期末手当で減額を 予定しております額は9万7,380円でございます。

先ほどの御質問で、今回6月限りということでございますが、議員御質問のとおり、そのとおりでございます。

以上でございます。

- 〇議長(原中 政廣君) 柴田君。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) もう一つ、じゃあ、今までの期末手当で、私の場合は86万 7,000円ということは分かったんですが、町長、副町長、教育長は今までは幾らだったのか 教えてください。
- 〇議長(原中 政廣君) 総務課長。
- 〇総務課長(横山 由枝君) 先ほども御質問にもありましたとおり、町長は250万二千……
- ○議員(3番 柴田 正彦君) ごめん、ごめんなさい、すみません。
- ○議長(原中 政廣君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。吉川君。

- ○議員(6番 吉川紀代子君) ここに書いてある、この条例はこの6月30日限り、1回限りということなんですけど、なぜ1回限りなんですか。
- 〇議長(原中 政廣君) 総務課長。
- ○総務課長(横山 由枝君) 昨年の10月22日の全員協議会の協議の内容を踏まえまして、このような結果とさせていただいております。

以上でございます。

- ○議長(原中 政廣君) これより討論行います。討論ありませんか。林君。
- ○議員(2番 林 英明君) 賛成をいたしますけれども、まずは私の持論を述べさせていただきます。

今、日本各地、町村においては議員の成り手不足が非常に深刻な状態になっており、桂川町においても喫緊の課題だと思っています。桂川町をよくするためには若い人に議員になっていただく、これが一番だと思っておりますし、そのためには議員報酬を上げることであると、こう思っています。

議員定数の推移を見てみますと、私が議員になる前の年、平成16年18名、17年14名、18年12名、そして26年に10名にしています。月額議員報酬は24万5,000円の8%引き22万5,000円、これを10年間続けて、7年前ぐらいですかね、元の24万5,000円に戻しています。議会全体で年間約3,000万、16年当時に比べて年間3,000万以上は削減してきています。

このように、議会がこれでもかこれでもかというぐらいに削減しているときに、職員の給料が 同じように下がったでしょうか。全く下がっていません。職員の給料が上がったときに、同じよ うに議員の給料も上がったでしょうか。そんなことも、全くありません。このたび、職員の期末 手当が下がったことにより、議員の期末手当も下げる、こんな追従はすべきではないと思ってい ます。

しかし、この人事院勧告により職員の期末手当の削減は、コロナによる影響が非常に大きいと 思っております。コロナ禍により住民の皆さんが苦しんでおられる中、議会としてもこのことは 酌み取らなければいけない、苦渋の選択によって賛成いたします。

- ○議長(原中 政廣君) ほかに討論ありませんか。柴田君。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) 林さんの言ったことも、一致点と違う点があります。

一つは若い議員が要るって要ります。じゃあ、彼らが生活、議員一本でやろうとする人は生活 できるんかどうかといったときは、厳しい、明らかに厳しい。

私のように年金15万で、手取り毎月19万9,000円入ります。額面26万ぐらいだと思

うんだけど、非常にやっていけます。ありがたい。

しかし、若い人がってなったときに、林さん言われるように厳しい。じゃあ、だから若い議員ができないかって、そうじゃないと思ってます。議員が、議員の仕事が何なのかは、若い方は御存じない。だって、議員が見せてないから。そんな中で本当に、じゃ、こんな仕事があるんじゃないか、こうですって議員が動く中で、必要なんだと、議員て大変なんだ、給料上げてやらないと町民から出たときに、ようやく上がるんじゃないかなと思っています。それは長い経験がある林さんと、私まだ3年目ですから、その経験の違いがあるんだろうと思っています。

で、私、以前から下げろと言ってました。議員のボーナス下げたらって。なぜかっていったら、職員が下がって議員が下がらないと、非常に居心地が悪い。私の先達っていうか、好きなおじさんが言いました。厳しい状況を選んどんしゃんです、あえて。何でですかっつったら、人はじるいときに座っちょうときに、座らんちゅうわけいかんめいもん、一緒に座らな。

私は職員が上がった時期、知りませんので、下がったときはやっぱり下がるべきだと思ってるので、今まで申してきたとおりです。ちなみに、飯塚や嘉麻も最初の段階で下がってました。議員はね。

で、そういう私ですが、特に町の場合考えたらトップは町長であり、ナンバー2は副町長ですから、行政のトップは下がらんでそれを支える職員だけ下がったら、そら大概、僕は居心地悪いどころじゃないだろうという思いで、下げるべきだと言ってきました、今までも。なおかつ、ちょっと、今、先ほど給料聞いたら結構あるなと安心はしております。

僕自身は、職員が下がったとき、やっぱ下がっていくような、その連動するやり方が要るだろう、林さんが言われたように、上がるときには、じゃあ、上げていかなっちゃないかなとも思います。今のこの町の三役と議員の10人、ここの在り方自体を問われるときやないかな、問うていかないかんのやないかなとは思っています。

多々述べましたが、私もこういう状況ですので、議員のボーナスですね、期末手当が下がることに賛成です。

以上です。

- ○議長(原中 政廣君) それでは柴田議員のほうも賛成討論ということでいいですね。
- 〇議員(3番 柴田 正彦君) はい。
- ○議長(原中 政廣君) 両名方、それでよろしいですね。
- 〇議員(2番 林 英明君) はい。
- 〇議長(原中 政廣君) これより議案第4号を採決。

お諮りします。本件は決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号桂川町議会の議員の期末 手当の支給の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号桂川町特別職の職員の期末手当の支給の特例に関する条例の制定についての質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号桂川町特別職の職員の期 末手当の支給の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号桂川町教育委員会教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の制定についての質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号桂川町教育委員会教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第7号

〇議長(原中 政廣君) 議案第7号桂川町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小金丸産業振興課長。

〇産業振興課長(小金丸卓哉君) 議案第7号桂川町宿泊税交付金基金条例の制定について御説明

させていただきます。

議案書25ページをお開きください。

福岡県宿泊税条例の制定に伴い交付される宿泊税交付金を基金に積み立て、本町が実施する観光資源の魅力向上、旅行者の受入れ環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、必要な事項を定めた桂川町宿泊税交付金基金条例を制定するに当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、次の26ページをお開きください。

第1条は設置の目的について、第2条は積立額について、第3条は基金の管理について、第4条は運用基金の処理について、第5条は振替運用について、第6条は基金の処分について、第7条は委任について、それぞれ定めております。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

- ○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 日本共産党の吉川紀代子です。質問いたします。

この宿泊税を徴収している施設が本町にありますか。また、その金額は幾らでしょうか。

それと、この条例に書いてあります文言でですね、基金に属する現金は云々で、最後ら辺に、 有利な有価証券に換えることができると書いてあります。有利な有価証券とは、具体的にどのようなものですか。

以上2点、合計で3点になりますかね、答えてください。

- 〇議長(原中 政廣君) 小金丸課長。
- **○産業振興課長(小金丸卓哉君)** 議員の御質問にお答えいたします。

まず、対象となる施設といたしましては、ゆのうら体験の杜、それから湯の浦総合キャンプ場、バンガローの部分となります。ただし、キャンプサイト、ゆのうら体験の杜の外ですね、キャンプサイトは対象外となります。

税額につきましては、1人1泊200円を徴収しているところでございます。

あと、2つ目の質問のちょっと有価証券につきましては……

- 〇議長(原中 政廣君) 小平課長。
- 〇企画財政課長(小平 知仁君) お答えします。

代表的なものといたしましては、国債ですね、日本国債が挙げられます。 以上です。

〇議員(6番 吉川紀代子君) はい。

- ○議長(原中 政廣君) 吉川君、よろしいですか。
- 〇議員(6番 吉川紀代子君) はい。
- ○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。 ――これで……
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 国債は買われるんですね。今、国債の金利は幾らですか。
- 〇議長(原中 政廣君) 小平課長。
- **〇企画財政課長(小平 知仁君)** はい。国債を買うことができるという規定でありますので、買うかどうかはまだ分かりません。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) はい。分かりました。
- **〇企画財政課長(小平 知仁君)** 新発債の、国債の利率ですけど、今朝の新聞で見ましたところ、 たしか新発債で0.165%だったと記憶しています。

以上です。

○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。 これで暫時休憩といたします。再開は13時より再開いたします。暫時休憩。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

〇議長(原中 政廣君) 会議を開きます。

日程第15. 議案第8号

○議長(原中 政廣君) 議案第8号桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長(横山 由枝君) 議案書28ページをお願いいたします。

議案第8号桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和と育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を講じるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の29ページをお願いいたします。主な改正内容について御説明いたします。

非常勤職員が育児休業及び部分休業の取得について、任命権者を同じくする職に、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止すること、育児休業を取得しやすい環境を整備するため、妊娠・出産等申し出た職員に対する個別の周知・意向の確認、育児休業に関する研修や相談体制の整備など、必要となる措置を規定する条文を加えることでございます。

31ページから33ページにかけまして、新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

附則でございますが、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう よろしくお願いいたします。

- **〇議長(原中 政廣君)** これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 日本共産党の吉川紀代子です。

すいません、教えてください。私、今、気がついたんですけどね、これ、この題目っちいいますか、提案理由として、非常勤職員の育児休業・介護給付って、でも、これをしたときに私は育児休業だけだと思ってたんですけど、介護休暇って書いてあるから、介護休暇もこれで変わるっていうことですかね。1点目。

それから、あと一つは、この育児休業をしているときの給料は、どういうふうになるのか、この2点、お願いします。

- 〇議長(原中 政廣君) 横山課長。
- ○総務課長(横山 由枝君) 今回、介護休暇につきましても、引き続き在職した期間が1年以上である要件というものが廃止されております。ただし、本町につきましては、介護休暇につきましては、規則で制定しておりますので、今回、議会の上程がないものであります。

育児手当につきましては、加入している保険より給与の3分の2が支給されるような形になります。

以上でございます。

○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第9号

○議長(原中 政廣君) 議案第9号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長(横山 由枝君) 議案書の34ページをお願いいたします。

議案第9号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上 げます。

改正の理由でございますが、令和3年8月の人事院勧告に基づき、国の一般職の給与について 一部改定が行われ、これに伴い、桂川町の職員の給与の一部を改正する必要が生じましたので、 議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の35ページをお願いいたします。主な改正内容について御説明いたします。

令和4年度からの職員の期末手当を「100分の127.5」から「100分の120」に、 再任用短時間勤務職員の期末手当を「100分の72.5」から「100分の67.5」に改める ものでございます。

附則でございます。第1条で、施行日を令和4年4月1日からとし、第2条で、本来、令和3年12月の期末手当で減額すべき金額を、令和4年の6月の期末手当で減額するための特例措置を規定し、第3条で、この条例の施行に関し、必要な措置は規則で定めるとしております。

36ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) ずっと同じ質問で申し訳ありません。同じ質問します。

職員の一人一人、いっぱい、いろいろありますから、平均給与、1年間の平均賃金、1年間、 血税を幾ら頂かれているのか。と、平均期末手当額、新年の6月の平均、新年度6月に減る、そ の期末手当の平均を教えてください。

もう一つ確認ですが、これ、減るのは新年度の6月のみですか、これは。さっき、違うように 聞いたけど、違うんですか。そこの確認もお願いします。

- 〇議長(原中 政廣君) 総務課長。
- ○総務課長(横山 由枝君) 御質問にお答えいたします。

職員の平均給与につきましては、年間の平均給与額350万7,984円、平均の期末手当額、 年額で71万4,610円、合計いたしまして422万2,594円でございます。

6月の期末手当で減額を予定しています額は、7万3,096円でございます。

職員につきましては、令和4年12月の期末手当からも0.075月分減額されるような形と

なっております。

以上でございます。

- 〇議長(原中 政廣君) 柴田君。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) 職員の部分の期末手当、いわゆるボーナスは、本年度も下げましたが、もう1年前も下げた記憶があります、昨年。そのときに議員が下がってないとおかしいんやないかと、僕は言ったはずです。そのときはね、0.05、大体平均1万5,000円ぐらいやったような気がするんですよね。多分、その間、僕はストックしたから覚えがあるんですが。それで、要するに、ちょっと、ここおかしくなっているんじゃないかなと思うのは、職員は昨年0.05か月分減って、さらに、そこから本年度0.15下がっている。つまり、過去に比べたらの.2か月分下がっているはずです。それを、さらにまた下げていこうって言うんでしょう、これ。ここで終わりですか。とりあえず、今回ここまでですね。さらに12月は、またってことですよね。でも、議員は戻るんですよね。で、町長とか三役も、これ高いから、この辺ですよね。今回、6月は下がるけど、戻っちゃうと。議員も下がるけど、戻っちゃう。

ここは、ここ、ここ、起点がどんどん下がっていっている。このボーナスは、上がりよるときは、いいんだけれども、こんだけ下がるということは、生活設計に影響がないだろうかっていうのが心配なんです。ボーナスとかを当てにして家建てたり、若い人はされると思うんだけども、そこんとこは大丈夫なのかな、これから物価も上がるのに、心配しています。

問題は、だから、そういう中で、この案を通すかどうかになるんですが、ただ、国や県の動きがあるということもある、分かります。うちだけが、じゃあ、としたときに、どんなことが起こるのか僕には分かりません。多分、総務経済建設委員会で、ここは話し合っていただきたい。

前の中でも言ったけど、どうもこのシステムのずれがまずいと思っていますので、今後どうしていくか、これは総務経済建設委員会にかかるならば、そこで熟慮、討議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第10号

○議長(原中 政廣君) 議案第10号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に ついてを議題といたします。 本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長(横山 由枝君) 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第10号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、現在、本町で進めております行政手続における押印の見直しに伴い、関係条例を整備する必要が生じましたので、今回、5つの関連条例を整理条例として、1つの条例の中で一括して改正するようにしております。

それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

今回、押印の見直しに伴い、桂川町職員の服務宣誓に関する条例、公平委員会の委員の服務の 宣誓に関する条例、桂川町固定資産評価審査委員会条例、桂川町火入れに関する条例、桂川町石 炭、水洗炭、木材、石材等事業取締条例、この5つの条例について押印を廃止するものでござい ます。

39ページから41ページにかけまして、新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

附則でございますが、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう よろしくお願い申し上げます。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第11号

○議長(原中 政廣君) 議案第11号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

〇企画財政課長(小平 知仁君) 議案書42ページ。

議案第11号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、桂川町地域公共交通会議の設置に伴い、桂川町特別職の職員で非常

勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じましたので、議会の議決を お願いするものでございます。

昨年度、策定いたしました第6次桂川町総合計画におきまして、その策定段階で実施しました アンケート調査の結果、重点改善分野――満足度が低く重要度が高い分野のことでございます が――これの上位に、公共交通の利便性改善が掲げられましたため、同計画の重点プロジェクト の一つとして、公共交通網整備の推進を掲げたところでございます。

また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律におきまして、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画、いわゆる地域公共交通計画の作成を求められているところでございますが、今般、同法に基づく補助金制度の見直しにより、計画作成が補助要件に定められました。

当該補助金は、西鉄バス碓井線、27番路線の運行財源として、国、県から直接西鉄バスに交付されており、これにより、当該路線運行の赤字補塡に係る2市1町の負担金が軽減されております。引き続き、当該補助金制度の適用を受けるためには、本町におきましても、令和5年度までに桂川町地域公共交通計画を策定する必要が生じており、これらの事情を勘案いたしまして、その計画策定に関する調査、審議を行う機関としまして、地域公共交通会議を設置したいと考えております。

議案書の43ページに条例案を、44ページに新旧対照表を掲載しております。

それでは、改正内容について御説明いたします。

第1条中、第51号臨時その他の非常勤の委員、調査員、嘱託員等を第52号としまして、第51号に「桂川町地域公共交通会議委員」を加えております。

附則でございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

吉川君。

○議員(6番 吉川紀代子君) すいません、質問します。2点ほど質問したいと思います。

今、課長の説明によりますと、私が聞き間違っていたらごめんなさい。西鉄に対して、補助金が県から出るというふうに、私、聞こえたんですけれど、従来、国や県から西鉄には補助金が出ていましたよね。それとは別に出るんですか。

それと、あと1点はですね、この11条、地域公共交通会議の構成員の人数を教えてください。

- 〇議長(原中 政廣君) 小平課長。
- **○企画財政課長(小平 知仁君)** 御質問にお答えいたします。

1点目の質問でございますが、補助金の種類は同じでございます。同じ補助金を受けるために、 この会議なり計画なりが必要になってまいります。

2点目でございますが、委員構成につきましては、現在20名程度で考えておるところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(原中 政廣君)** よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 補助金は国や県から西鉄に出ていたものと同じものということ──ただ額が上がるんですか。そして、私たちの桂川町とか嘉麻市とかが出してたのが減るっていうふうに、何かさっき聞こえたんですけど、上がるんですか。
- 〇議長(原中 政廣君) 小平課長。
- **○企画財政課長(小平 知仁君)** 補助金の制度が変わりまして、地域公共交通計画っていうのをつくらないと、桂川町だけでなく、飯塚市、嘉麻市も補助金相当額を別途負担しなきゃならなくなるということです。補助金の制度自体は、金額とかが大きく変わるわけではありません。
- 〇議員(6番 吉川紀代子君) いいですか。
- 〇議長(原中 政廣君) 吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 補助金の制度自体が変わるんですね。そして、そのことによって 桂川町が少しメリットが出るっていうか、飯塚、嘉麻も負担額は減るんですか。
- 〇議長(原中 政廣君) 小平課長。
- **○企画財政課長(小平 知仁君)** すいません、ちょっと説明が悪いんですけど、今の補助金制度 を続けて受けるために、桂川町でも計画が必要になるということです。飯塚市、嘉麻市は、もう 既にこの計画は持っていますので、飯塚市、嘉麻市は何も変わりません。
- ○議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第12号

○議長(原中 政廣君) 議案第12号桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

〇企画財政課長(小平 知仁君) 議案書45ページ。

議案第12号桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、桂川町湯の浦総合キャンプ場は、ゆのうら体験の杜及び弥山岳とともに、本町指定の都市公園、やすらぎの森湯の浦公園に位置しており、これらを自然体験や登山、宿泊等が可能な地域資源として一体的に利活用するべく、管理運営の所管を、社会教育課から企画財政課へと変更するため、桂川町湯の浦総合キャンプ場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の46ページから47ページにかけまして条例案を、48ページから50ページにかけまして新旧対照表を掲載しております。

主な改正内容について御説明いたします。

まず、第3条におきまして、当施設の管理運営の所管を、社会教育課から企画財政課へと変更 するため、「桂川町教育委員会(以下、委員会という)」を「町」に改めております。

次に、第4条第3項第3号におきまして、利用許可を与えないことができるものにつきまして、 管理上支障があると認めるときの前に、「災害その他やむを得ない理由により」を加えております。

次に、第9条におきまして、利用許可を行った場合でも必要に応じ、「利用を拒否し、または 中止を命ずることができる」に改めております。

次に、別表、第6条第1項関係におきまして、入場料、宿泊室、テント、キャンプセットを削除しております。入場料につきましては、利用者に自由に御来場頂くため、宿泊室につきましては、セントラルロッジの解体により、テント及びキャンプセットの貸出しにつきましては、その需要が極めて低いこと、また、衛生上の観点から廃止しますため、それぞれ削除するものでございます。

次に、備考におきまして、1泊の利用時間を「午後3時から翌日の10時まで」から「午後2時から翌日の正午まで」に改めるとともに、日帰りの利用時間「午前9時から午後9時まで」を加えております。

附則でございますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。
- ○議員(3番 柴田 正彦君) 以前から、これは一体で一つの課がするべきだと僕も思っていましたし、社会教育委員会でも、そんな話が実は出ました。その折は、むしろ社会教育課に任せたらいいんじゃないかという意見だったと思うんですが、企画財政課の所管にされる理由、これが1点。

あと、最後ですけども、子供の入場料、小学生未満は無料とするっていうのがあるのが、削除

ということは、お金を取るという意味なのかな。ちょっと説明してください。

- 〇議長(原中 政廣君) 小平課長。
- **〇企画財政課長(小平 知仁君)** ちょっと順番逆になりますけど、まず入場料のほうからですけど、入場料、全くもう削除しますので、もう何も取らないってことですね。子供だろうが大人だろうが。(「あ、そういう意味」と呼ぶ者あり)そういう意味です。入場料っていう、そのものが削除になります。

1点目のほうなんですけども、企画財政課である理由でございますが、1つ目は人員体制ですね。具体的に、係であれば社会体育係、こちら1名の配属です。企画広報係は4名です。係長以下4名おります。人員体制が一つ。

それと、あと施設を含む事務体制ですね。社会教育課の所管であったセントラルロッジ、解体されました。もうあそこにありません。ゆのうら体験の杜であれば、エリアの入り口に位置しているということと、事務室もあり、管理人室もあり、それで事務体制も取れるということが一つ。あと最後なんですけど、今後の事業展開の中でですね、できれば地方創生関係の補助金とか交付金を活用したいと考えております。そのときに、私どもがやっていることでありますので、企画財政課に一本化したいということで考えております。

以上です。

- ○議長(原中 政廣君) よろしいですか。吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 私はですね、社会教育課から企画財政のほうに所管を替える、その理由は何でしょうか。
- 〇議長(原中 政廣君) 小平課長。
- **○企画財政課長(小平 知仁君)** 先ほど、柴田議員の質問にお答えしたんですけれども、それでは不足でしょうか。(「再度答えて」と呼ぶ者あり)

人員体制ですね。係の人数が社会教育課の社会体育係よりも企画広報係のほうが多いこと。あ と、事務体制が取れるということですね、施設的なものも含めて。あと、今後の事業展開におき まして、地方創生関係の補助金・交付金を使いたいということで、企画財政課で所管したいと考 えております。

以上でございます。

○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第13号

○議長(原中 政廣君) 議案第13号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

 \bigcirc **O**税務課長(秦 **俊一君**) 議案書51ページをお願いいたします。

議案第13号について御説明申し上げます。

本議案は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由といたしまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布されたことに伴い、桂川町 国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容については、52ページから53ページ。新旧対照表を54ページから63ページに 記載しております。

議案書の52ページをお願いいたします。主な改正内容について御説明申し上げます。

国民健康保険制度の保険料は、応益と応能に応じて設定されています。その上で、低所得者に対しては、応益保険料の軽減措置が講じられていますが、今回の改正により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、未就学児の均等割保険料の自己負担分を5割軽減するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものですが、ただいま御説明申し上げました軽減措置等一部の改正規定は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお 願いいたします。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第13号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第21. 議案第14号

○議長(原中 政廣君) 議案第14号令和3年度桂川町一般会計補正予算(第5号)についてを

議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

〇企画財政課長(小平 知仁君) 議案書64ページ。

議案第14号令和3年度桂川町一般会計補正予算(第5号)について御説明いたします。

本議案は、令和3年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第 1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル、①令和3年度一般会計3月補正予算書 第5号で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,128万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,575万1,000円に定めようとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。

2款1項総務管理費のADサーバー・ファイルサーバー機器更新事業478万5,000円につきましては、当該機器の供給不足の影響により、次の3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム改修事業、転出・転入ワンストップ化270万6,000円につきましては、国から早期に事業着手する旨の要請がございますが、期間的に年度内の完了が困難なことから、令和4年度に繰越しして実施するものでございます。

次に、6ページをお願いします。第3表地方債補正でございます。

変更としまして、公共施設等適正管理推進事業債の起債限度額を2,700万円から2,940万円に増額するものでございます。

次に、10ページをお開きください。ここから歳入予算について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税5,830万8,000円の追加は、普通交付税の追加計上で、この うち財源調整分が1,213万6,000円、減債基金積立分が4,617万2,000円となって おります。この減債基金積立分についてでございますが、今般、国の令和3年度補正予算(第 1号)におきまして、普通交付税の臨時費目としまして、臨時財政対策債償還基金費が創設され、 普通交付税が追加交付されました。

臨時財政対策債につきましては、いわゆる借金ではありますものの、その償還財源が、国から 全額、後年度に措置されますため、町負担は発生しない仕組みになっておりますが、今回の追加 交付につきましては、令和3年度臨時財政対策債の償還財源の一部を前倒しして措置されるもの でございまして、前倒しして措置されました分、後年度の措置額が減額されることになります。 このため、追加交付分につきましては、減債基金への積立てを確実に行うとともに、償還財源と しての計画的な活用を国から要請されているものでございます。 次に、11ページ、15款1項1目民生費国庫負担金1,129万4,000円の追加は、障害 児通所支援給付費国庫負担金の追加計上。

次の12ページ、2項1目総務費国庫補助金270万6,000円の追加は、転出・転入手続のワンストップ化に係る住民基本台帳システム改修費国庫補助金の追加計上。2目民生費国庫補助金3万6,000円の追加は、障がい者福祉に係る地域生活支援事業費と国庫補助金の追加計上でございます。

次に、13ページ、16款1項1目民生費県負担金564万7,000円の追加は、障害児通 所支援給付費県負担金の追加計上。

次の14ページ、2項2目民生費県補助金1万8,000円の追加は、障がい福祉に係る地域 生活支援事業費等県補助金の追加計上。5目農林水産業費県補助金37万5,000円の追加は、 新規就農経営開始に係る農業次世代人材投資事業費県補助金の追加計上。9目商工費県補助金 50万円の追加は、福岡県宿泊税交付金の追加計上でございます。

15ページ、22款1項1目土木債240万円の追加は、道路維持保全事業債の決定見込みによるものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。16ページをお開きください。

2款総務費1項1目一般管理費649万2,000円の追加は、勧奨退職2名分に係る特別負担金であります退職手当組合負担金の追加計上。3目財政管理費4,617万2,000円の追加は、歳入の11款地方交付税のところで御説明いたしました減債基金積立金の追加計上。10目諸費184万5,000円の追加は、西鉄バス路線運行補助金の決定見込みによるもの。

次の17ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費270万6,000円の追加は、転出・転入ワンストップ化に係る住民基本台帳システム改修委託料の追加計上でございます。

次に18ページ、3款民生費1項2目障がい者福祉費2,472万5,000円の追加は、障害者地域支援事業費負担金及び障害児通所支援給付費につきましては、見込みにより、前年度障害者自立支援給付費県負担金等返還金につきましては、確定により追加計上。

次の19ページ、2項6目吉隈保育所費57万6,000円の追加は、吉隈保育所の民営化に伴う電話機リース解約及び廃材等処理に係る手数料の追加計上でございます。

次に20ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費192万3,000円の追加は、診療報酬の減に伴う公費負担の増によります飯塚休日夜間急患センター運営費負担金と新型コロナウイルスのPCR検査のため、令和3年度も継続設置されました地域外来検査センター運営事業費負担金の追加計上でございます。

次に21ページ、6款農林水産業費1項4目農業振興費37万5,000円の追加は、新規就 農経営開始の個人型から夫婦型への移行に伴う農業次世代人材投資事業補助金の追加計上でござ います。

次に22ページ、7款商工費1項3目観光費50万円の追加は、基金創設に係る宿泊税交付金 基金積立金の追加計上でございます。

次に24ページ、10款教育費4項1目桂川中学校の学校管理費180万8,000円の減は、 桂川中学校図書館司書1名分の短時間勤務会計年度任用職員人件費の皆減によるもの。

25ページ、8項1目保健体育総務費214万2,000円の減は、東京2020オリンピック聖火リレー負担金の減額計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第14号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員 会に付託いたします。

日程第22. 議案第15号

○議長(原中 政廣君) 議案第15号令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長(永松 俊英君) 議案書の65ページをお願いいたします。

議案第15号令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

予算書のフォルダー②をお願いいたします。補正予算書2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万3,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ18億148万円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。 歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金54万3,000円の増額は、財源調整をお願いしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

8款1項3目償還金は、国庫負担金等の精算返還金として54万3,000円を増額計上して おります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお 願い申し上げます。

○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第15号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第23. 議案第16号

○議長(原中 政廣君) 議案第16号令和3年度桂川町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

〇水道課長(山本 博君) 議案第16号につきまして御説明申し上げます。

議案書66ページをお開きください。

本議案は、令和3年度桂川町水道事業会計補正予算(第3号)でございます。令和3年度桂川 町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙の桂川町水道事業会計補正予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条では、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、水道事業費用を382万6,000円増額し、補正後の額を2億2,502万3,000円に定めようとするものです。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

1款1項1目原水及び浄水費の382万6,000円の増額は、職員の退職勧奨に伴う負担金の追加によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は議決賜りますようお願いいたしまして、提案 説明とさせていただきます。

- ○議長(原中 政廣君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。
- ○議員(6番 吉川紀代子君) 退職手当組合負担金382万6,000円ということですけれど、

これは何名分ですか、1人分ですか。

- 〇議長(原中 政廣君) 水道課長。
- **〇水道課長(山本 博君)** 1名分でございます。
- ○議長(原中 政廣君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(原中 政廣君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第24. 議案第17号

〇議長(原中 政廣君) 議案第17号令和4年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平課長。

本案は、2時10分まで継続して受けますので、その後に暫時休憩を取りたいと思いますので、 皆様の御協力をお願いします。小平課長。

〇企画財政課長(小平 知仁君) 議案書67ページ、議案第17号令和4年度桂川町一般会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和4年度一般会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル、④令和4年度一般会計予算書で御説明 いたします。予算書の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,593万2,000円に定めようとするものでございます。

第2条の地方債につきましては、後ほど9ページで御説明いたします。

第3条は、一時借入金の借入最高額を7億円に定めようとするものでございます。

第4条は、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、 給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内での各項の間で流用が できるよう定めようとするものでございます。

次に、9ページをお開きください。第2表、地方債でございます。地域活性化事業ほか5事業の起債限度額等を設定するものでございます。次の10ページに、参考といたしまして、地方債の各年度末における現在高の見込み等に関する調書を掲載しております。

13ページをお開きください。ここから、歳入予算について御説明いたします。

1 款町民税 1 項 1 目町民税個人 4 億 5, 1 4 9 万 4, 0 0 0 円、 2 目町民税法人 4, 9 7 6 万 5, 0 0 0 円。

次の14ページ、2項固定資産税4億7,422万2,000円。

次の15ページ、3項軽自動車税4,535万9,000円は、令和3年度の調定実績等を考慮しましたもの。

次の16ページ、4項町たばこ税1億3,718万7,000円は、令和4年度地方財政計画の伸び率等を勘案し、計上しております。

以下、同様の算出方法で、17ページ、2款1項自動車重量譲与税4,102万6,000円。

- 18ページ、2項地方揮発油譲与税1,416万3,000円。
- 19ページ、3項森林環境譲与税241万8,000円。
- 20ページ、3款利子割交付金223万5,000円。
- 21ページ、4款配当割交付金431万7,000円。
- 22ページ、5款株式等譲渡所得割交付金723万5,000円。
- 23ページ、6款法人事業税交付金1,640万円。
- 24ページ、7款地方消費税交付金2億7,733万円。
- 25ページ、8款ゴルフ場利用税交付金1,766万7,000円。
- 26ページ、9款環境性能割交付金1,065万5,000円。
- 27ページ、10款地方特例交付金1,083万4,000円等を計上しております。

次に28ページ、11款地方交付税は、18億4,541万3,000円を計上しております。 うち、普通交付税につきましては、16億4,541万3,000円の計上。吉隈保育所民営化の影響や令和3年度国の補正予算による追加交付の皆減等を勘案いたしまして、令和4年度交付見込額を前年度決定額からマイナス8.6%の18億1,368万4,000円としており、ここから財源留保額1億6,827万1,000円を差し引いたものでございます。また、特別交付税につきましては、直近の実績値であります令和2年度決定額から約20%減の2億円で計上しております。

次に29ページ、12款交通安全対策特別交付金212万6,000円は、直近の実績を勘案 したものでございます。

次に30ページ、13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金5,141万円は、各サービスの利用者数等を見込みました計上でございます。

次に31ページ、14款使用料及び手数料1項使用料5,901万6,000円は、1目総務使用料から32ページの6目教育使用料まで、各町有施設等の利用者数などを見込みました計上。

次の34ページ、2項手数料5,162万円は、1目総務手数料から35ページの4目土木手

数料まで、前年度実績等に基づき、計上しております。

次に36ページ、15款国庫支出金1項国庫負担金6億5,991万1,000円は、1目民生 費国庫負担金及び2目衛生費国庫負担金の説明欄に記載の各事業に係る国庫負担金の計上。

次の37ページ、2項国庫補助金4億1,865万5,000円は、1目総務費国庫補助金から38ページの5目教育費国庫補助金の説明欄に記載の各事業に係る国庫補助金の計上。

次に39ページ、3項国庫委託金293万円は、1目総務費国庫委託金から3目農林水産業費 国庫委託金まで各受託事業に係るものの計上でございます。

次に40ページ、16款県支出金1項県負担金3億5,332万円は、1目民生費県負担金から41ページの5目土木費県負担金の説明欄に記載の各事業に係る県負担金の計上。

次の42ページ、2項県補助金1億3,516万4,000円は、1目総務費県補助金から44ページの8目教育費県補助金の説明欄に記載の各事業に係る県補助金の計上。

次の46ページ、3項県委託金3,091万8,000円は、1目総務費県委託金から3目教育 費県委託金まで、各受託事務に係るものの計上でございます。

次に47ページ、17款財産収入1項財産運用収入408万1,000円は、前年度実績等を 考慮しましたもの。

次の48ページ、2項財産売払い収入933万9,000円は、旭ケ丘団地1区画分の土地売 払い収入のほか、新規に町有地公売収入を計上しております。

次に49ページ、18款寄附金1億円は、ふるさと応援寄附金の計上でございます。

次に50ページ、19款1項基金繰入金2億6,324万6,000円は、各基金条例の設置目的に沿った繰入金の計上でございます。このうち、2目公共事業整備基金繰入金につきましては、 県道豆田稲築線の町移管に伴う修繕費等を繰り入れますため、前年度より2,000万円増額計上しております。

次に51ページ、20款繰越金6,000万円は、前年度繰越金の計上でございます。

次に52ページ、21款諸収入1項延滞金加算金及び過料10万円は、町税延滞金の計上。

次の53ページ、2項町預金利子は、1,000円の計上。

次の54ページ、3項貸付金元利収入15万8,000円は、各技能習得資金貸与金元利収入の計上。

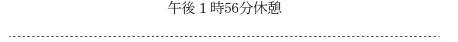
次の55ページ、4項雑入1億3,393万6,000円は、1目弁償金2,000円の存置科目的計上と、2目雑入1億3,393万4,000円。55ページから58ページにかけて記載しております説明項目の各収入につきまして、前年度実績等を考慮し、計上しております。

59ページ、22款1項町債5億1,228万1,000円は、1目総務債から4目消防債まで、 説明欄に記載の各事業債の計上。5目臨時財政対策債は、令和3年度実績額に地財計画の伸び率 等を勘案し、計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

○議長(原中 政廣君) 課長、歳入で1回休憩取りたいと思いますので。

これで暫時休憩といたします。 2時10分より再開します。よろしくお願いします。 暫時休憩。



午後2時10分再開

- ○議長(原中 政廣君) それでは、引き続き会議を開きます。
- **○企画財政課長(小平 知仁君)** では、続けさせていただきます。

歳出について御説明いたします。

60ページ、1款1項1目議会費6,709万2,000円は、議員報酬や議会事務局の職員人件費、議会運営費等の計上。

次の62ページ、2目特別委員会費4万7,000円は、決算審査特別委員会に係る費用弁償を計上しております。

次に、63ページ、2款総務費1項1目一般管理費2億7,716万3,000円は、特別職を含む職員人件費や、総務一般管理に係る事務経費の計上。新規事項といたしましては、65ページ、改正個人情報保護制度対応業務委託料や、改正定年延長制度対応業務委託料を計上しております。

次の66ページ、2目文書広報費641万3,000円は、県広報紙配布や法制執務等に係る 経費の計上、3目財政管理費229万4,000円は、財務事務に係る経費や財政調整基金、減 債基金などの基金運用に伴う積立金の計上。

次の67ページ、4目会計管理費349万2,000円は出納事務等に係る経費の計上、5目財産管理費7,008万6,000円は、庁舎等に係る管理経費の計上。新規事項といたしましては、68ページ、町有地公売に係る土地境界確定測量委託料及び土地不動産鑑定委託料や、69ページ、公共施設等総合管理計画会計業務委託料、庁舎LED照明改修工事を計上しております。

次の6目企画費8,174万9,000円は、ふるさと応援寄附金事業や、移住定住奨励事業等に係る経費の計上。

次の72ページ、7目企画広報費463万円は、広報「けいせん」の発行経費の計上、8目都市対策費2万8,000円は、当該事務費の計上、9目電算管理費9,072万円は、電算システムの保守経費等の計上。

次の74ページ、10目諸費3,619万円は、区長会や防犯外灯の関係経費のほか、西鉄バス路線運行補助金などの計上。新規事項といたしましては、地域公共交通会議の議員報酬及び費用弁償を計上しております。

次の76ページ、11目公平委員会費8万9,000円は、当該委員会運営費の計上、12目防災諸費598万8,000円は、自主防災組織の運営費や防災行政無線システムの保守経費等の計上でございます。

次に、78ページ、2項1目税務総務費8,000万9,000円は、職員人件費や過誤納還付金などの計上。

次の79ページ、2目賦課徴収費2,053万9,000円は、税務事務に係る経費の計上。新規事項といたしましては、共通納税対象税目拡大対応に係る総合行政システム改修業務委託料及び共通納税システム改修業務委託料や、80ページ、固定資産評価替えに係る不動産鑑定業務委託料を計上しております。

次に、81ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費4,573万4,000円は、職員人件費や住 基ネットシステム、マイナンバーカード関連事務等に係る経費の計上、新規事項といたしまして は、戸籍システムの構築や副本全件送信、符号取得関連作業に係る委託料を計上しております。

次に、83ページ、4項1目選挙管理委員会費68万4,000円は、当該委員会運営費の計上、2目選挙常時啓発費は21万1,000円の計上、3目参議院議員通常選挙費968万6,000円。

次の85ページ、4目福岡県議会議員一般選挙費248万1,000円。

次の86ページ、5目町長選挙及び町議会議員一般選挙費2,200万7,000円は、それぞれ任期満了による改選に伴う事務経費の新規計上。

次の87ページ、衆議院議員総選挙費は廃目でございます。

次に、88ページ、5項1目統計調査総務費6,000円、2目指定統計費16万円は、統計 事務関係経費の計上でございます。

次に、89ページ、6項1目監査委員費736万9,000円は、監査委員報酬や監査委員事 務部局の職員人件費、事務費等の計上でございます。

次に、91ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費2億2,682万1,000円は、職員 人件費や福祉事業に係る助成金、国保特別会計への繰出金などの計上。

次の93ページ、2目障害者福祉費6億2,140万円は、障害者自立支援給付費や、障害児 通所支援給付費などの計上。新規項目といたしましては、遠隔手話サービスの提供に係る経費を 計上しております。

次の49ページ、3目老人福祉費3億22万円は、職員人件費や高齢者福祉に係る助成金、後

期高齢者医療特別会計への繰出金などの計上。新規項目といたしましては、避難者行動要支援者 システムの導入及び保守経費を計上しております。

次の97ページ、4目重度障害者医療費5,225万7,000円、5目子ども医療費4,992万5,000円、次の98ページ、6目ひとり親家庭等医療費1,225万円、7目未熟児養育医療費594万4,000円は、各医療扶助に係る経費の計上。8目介護保険事業費2億8,233万円は、職員人件費や福岡県介護保険広域連合負担金等の計上。

次の99ページ、9目介護予防事業費5,443万5,000円は、職員人件費や介護予防日常 生活支援、在宅介護支援等に係る経費の計上。

次の101ページ、10目地域包括支援センター事業費4,713万4,000円は、職員人件費や認知症地域支援、在宅医療介護連携推進等に係る経費の計上。

次の104ページ、11目総合福祉センター費4, 971万6, 000円は、当該センターの管理運営費の計上。新規項目といたしましては、108ページ、ホールLED照明取替えや駐車場舗装・補修に係る工事費などを計上しております。

次の106ページ、12目男女共同参画費39万8,000円は、DV相談員の講師謝礼等を 計上しております。

次に、107ページ、2項1目児童福祉総務費3億6,252万6,000円は、4月から民営 化される吉隈保育園や善来寺保育園等の私立施設に対する子どものための教育・保育給付費負担 金等の計上。新規項目といたしましては、保育体制強化事業費補助金や、108ページですよね、 保育補助者雇上げ強化事業費補助金、保育環境改善等事業費補助金を計上しております。

次の2目児童措置費2億609万2,000円は、児童手当給付費の計上、3目児童福祉施設費3,281万6,000円は、学童保育所運営委託料等の計上。

次の109ページ、4目子育て支援費4,222万4,000円は、職員人件費や子育てセンター、子育て支援センター「ひまわりのたね」の運営費、飯塚、嘉麻市との定住自立圏病児保育事業負担金などの計上。

次の111ページ、5目土師保育所費1億7,671万9,000円は、職員人件費や保育所運営費の計上。

次の114ページ、吉隈保育所は、民営化に伴い廃目となります。

次に、115ページ、3項1目国民年金費581万2,000円は、職員費や事務費の計上で ございます。

次に、116ページ、4項1目同和対策総務費845万4,000円は、同和対策推進費助成金等の計上。次の2目人権センター運営費1,450万1,000円は、職員人件費や当該センターの管理、運営費の計上。

次の118ページ、3目人権・同和問題協議会運営費209万3,000円は、当該協議会の 委員報酬や、学校人権同和教育推進委員会助成金などの計上でございます。

次に、120ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費5,352万7,000円は、職員人件費や各種保健衛生事業に係る負担金、補助金等の計上。

次の122ページ、2目予防費1億1,391万4,000円は、職員人件費や各種予防接種に係る経費の計上。新規項目といたしましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種などに係る経費を計上しております。

次の124ページ、3目環境衛生費2,551万4,000円は、河川等の水質検査や町管理の 汚水施設に係る維持費、合併処理浄化槽設置制度事業補助金等の計上。

次の125ページ、4目健康づくり推進費4,693万6,000円は、職員人件費や各種健診 委託料等の計上。新規項目といたしましては、健康ポイント事業費や高齢者の保健事業と介護予 防の一体的支援事業実施委託料などを計上しております。

次に、129ページ、2項1目清掃総務費2億4,055万9,000円は、ごみ処理に係る各種委託料や、ふくおか県央環境広域施設組合負担金の計上でございます。なお、ふくおか県央環境広域施設組合負担金につきましては、当該施設組合におきまして、飯塚市クリーンセンターの令和4年度改修経費を組合内の基金で財源措置されましたところ、構成市町の持ち分率により、飯塚市については基金順延、嘉麻市、桂川町分については、基金還付が生じることになりまして、当該還付分と今年度負担金を相殺しました結果、令和4年度に限り前年度より大幅減となっております。

次に、131ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費997万1,000円は、職員人件費の計上。

次に、132ページ、2項1目シルバー人材センター委託援助事業費は、1,993万9,000円の計上、2目職業訓練費273万1,000円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金等の計上でございます。

次に、133ページ、6款農林水産業費1項1目農業委員会費596万9,000円は、当該 委員会運営費の計上。

次の134ページ、2目農業総務費4,960万4,000円は、職員人件費や農業施設の維持管理費、有害鳥獣対策費等の計上。新規項目といたしましては、135ページ、ハザードマップ作成業務委託料などを計上しております。

次の136ページ、3目農業者年金費11万5,000円は、事務費の計上、4目農業振興費 1,241万3,000円は、農業次世代人材投資事業補助金など、農業振興に係る経費の計上。 次の138ページ、5目畜産業費5,000円は、事務費の計上、6目農地費5,337万 8,000円は、職員人件費や水利施設等の改修事業費の計上。新規項目といたしましては、 139ページ、水路橋補修設計業務委託料を計上しております。

次に、140ページ、2項1目林業総務費71万6,000円は、森林保険料等の計上、2目 林業振興費97万9,000円は、森林組合強化対策事業負担金等の計上。新規項目といたしま しては、町有林調査業務委託料を計上しております。

次の3目荒廃森林整備事業費は、290万円の計上でございます。

次に141ページ、7款商工費1項1目商工総務費1,100万7,000円は、職員人件費や 消費者行政経費、商工会助成金等の計上、2目商工振興費389万1,000円は、住宅改修事 業補助金など商工振興に係る経費の計上。

次の142ページ、3目観光費244万1,000円は、定住自立圏観光ルート開発事業負担金等の計上。新規項目といたしましては、桂川駅観光案内所に係る防犯カメラ設置や施設管理委託料、また、備品購入費を計上しております。

次に、143ページ、8款土木費1項1目土木総務費1,891万3,000円は、職員人件費 や町有地草刈り委託料、また、木造戸建て住宅耐震改修促進事業及びブロック塀等撤去に係る補助金等を計上しております。

次に、145ページ、2項1目道路橋梁総務費2,366万9,000円は、職員人件費や町道路線に係る道路台帳作成業務委託料等の計上。新規項目といたしましては、146ページ、道路台帳閲覧システム構築業務委託料を計上しております。

次の2目道路橋梁維持費は、8,565万6,000円の計上。今年度は、県道豆田稲築線の町移管に伴う修繕等により、増額計上となっております。また、新規項目といたしましては、桂川駅自由通路等清掃委託料や桂川駅鳥類ふん害対策委託料などを計上しております。

次の147ページ、3目道路橋梁新設改良費は、1億985万4,000円の計上。今年度は、 町道新町狩野線の拡幅事業等により、増額計上となっております。

次の4目交通安全対策費は、500万円の計上でございます。

次に、148ページ、3項1目都市計画総務費1,079万9,000円は、職員人件費や事務 費等の計上。新規項目といたしましては、149ページ、都市計画道路変更支援業務委託料を計 上しております。

次の2目街路事業費301万5,000円は、建築工事等に係る道路後退用地整備等に係る経費の計上。

3目公園費1,306万6,000円は、都市公園、西田清流公園やゆのうら体験の杜などの管理運営費の計上。

次の150ページ、4目駐車場等費282万6,000円は、桂川駅前駐輪場及び自動車整理

場等に係る管理費の計上。

次の151ページ、都市再生事業費は、桂川駅自由通路等整備事業の完了により廃目となります。

次に152ページ、4項1目住宅管理費2,253万1,000円は、職員人件費や町営住宅の維持管理費、使用料の滞納対策経費等の計上。

次の154ページ、2目住宅建設費は、6億4,116万6,000円の計上、令和3年度から 2か年の継続事業であります町営住宅二反田団地B棟建築事業が盛期を迎えることにより、増額 計上となっております。

次に、156ページ、9款消防費1項1目非常備消防費2億4,668万円は、町消防団の活動費や飯塚地区消防組合負担金などの計上。新規項目といたしましては、157ページの備品購入費、町消防団に配備する可搬ポンプ購入費を計上しております。

次の158ページ、2目消防施設費257万円は、消火栓改良工事費等の計上。3目水防費は、17万6,000円、災害対応に係る経費の計上でございます。

次に、159ページ、10款教育費1項1目教育委員会費265万円は、当該委員会運営費の計上。2目事務局費7,021万4,000円は、特別職を含む職員人件費やスクールソーシャルワーカー報酬、学校支援地域本部の運営費等の計上。新規項目といたしましては、161ページの通信運搬費、1人1台タブレット端末に係るモバイルルーター通信費や、162ページ、GIGAスクール推進事業委託料を計上しております。

次に、163ページ、2項1目学校管理費4,350万8,000円は、桂川小学校の維持管理 運営費の計上。

次の165ページ、2目教育振興費3,415万5,000円は、桂川学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、就学援助、その他、教育振興に係る経費の計上でございます。

次に167ページ、3項1目学校管理費2,461万3,000円は、桂川東小学校の維持管理 運営費等の計上。

次の169ページ、2目教育振興費596万6,000円は、桂川学力アップ推進事業や就学援助、その他教育振興に係る経費の計上でございます。

次に、171ページ、4項1目学校管理費3,754万2,000円は、桂川中学校の維持管理 運営費の計上。

次の173ページからの2目教育振興費3,587万8,000円は、桂川学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、クラブ活動に対する補助金、就学援助、その他教育振興に係る経費の計上。なお、3項とも新規項目といたしまして、1人1台タブレット端末に係る学習支援ソフト使用料を計上しております。

次に、176ページ、5項1目桂川幼稚園費3,069万円は、職員人件費や幼稚園の維持管理運営費の計上でございます。

次に、179ページ、6項1目共同調理場費8,473万6,000円は、職員人件費や施設の維持管理費等の計上でございます。

次に、182ページ、7項1目社会教育総務費4,145万5,000円は、職員人件費や社会教育・文化活動団体に対する助成事業費等の計上。

次の184ページ、2目公民館費481万7,000円は、地域はつらつ応援助成金など、地域公民館事業の関係経費の計上。

次の185ページ、3目青少年問題対策費107万円は、青少年の健全育成に係る経費の計上。 4目文化財振興費2,020万7,000円は、王塚古墳をはじめとする町内文化財の保護、調査 に係る経費の計上。新規項目といたしましては、186ページ、王塚古墳石室安定化検討等業務 委託料や、桂川町史デジタル化業務委託料などを計上しております。

次の187ページ、5目住民センター費1,752万2,000円は、施設の維持管理費等の計上。新規項目といたしましては、188ページ、大ホール舞台吊物機構改修工事を計上しております。

次の6目王塚古墳館費3,197万1,000円は、職員人件費や施設の維持管理費、企画展等に係る運営費の計上。

次の190ページ、7目図書館費3,998万3,000円は、職員人件費や図書館の維持管理 運営費の計上。

次の192ページ、8目人権教育費534万円は、職員人件費や人権啓発費等の計上でございます。

次に、195ページ、8項1目保健体育総務費465万5,000円は、スポーツ振興に係る 経費や町体育協会補助金等の計上。

次の196ページ、2目体育施設費431万3,000円は、武道場など社会体育施設の維持管理費等の計上。

3目総合管理費3,169万6,000円は、職員人件費や施設の維持管理運営費の計上。 次の198ページ、4目グラウンドゴルフ場費は、840万6,000円の計上でございます。 次に、200ページ、11款災害復旧費1項1目鉱害復旧相談窓口費16万8,000円は、 特定鉱害復旧対策の申出に伴う取次事務費の計上でございます。

次に、201ページ、12款公債費1項1目元金4億1,990万2,000円、2目利子 1,615万9,000円は、前年度までの地方債借入金に対する元利償還金と一時借入金の償還 利子の計上でございます。 最後に222ページ、13款1項1目予備費700万円は、例年同様の計上でございます。 以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第25. 議案第18号

○議長(原中 政廣君) 議案第18号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に ついてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長(秦 俊一君) 議案書68ページをお願いいたします。

議案第18号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を地方自治 法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書にて御説明申し上げます。

予算書2ページをお願いいたします。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 193万8,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業、県補助金25万5,000円は、住宅新築資金等貸付助成事業費、県補助金を見込みにより計上しております。

8ページをお願いします。2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入6万円、2目住宅新築資金貸付金元利収入100万1,000円、3目宅地取得資金貸付金元利収入60万8,000円、9ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円は、それぞれの実績を参考に貸付金の償還額を見込みにより計上しております。

10ページをお願いいたします。3款繰越金1項1目繰越金1,000円は、前年度繰越金の 存置科目をお願いしております。

11ページ、4款諸収入1項1目雑入1,000円は、民事執行予納金の還付の受入先として、 存置科目をお願いしております。

12ページをお願いいたします。 歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費193万8,000円は、弁護士委託料や競売になった場合の 予納金などの必要経費を計上しております。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。議審議の上、議決賜りますようよろしくお 願いいたします。

日程第26. 議案第19号

○議長(原中 政廣君) 議案第19号令和4年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長(小平 知仁君) 議案書69ページ、議案第19号令和4年度桂川町土地取得特別会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和4年度土地取得特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル⑥令和4年度土地取得特別会計予算書で 御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。令和4年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1,050万 4,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入1項1目利子及び配当金4,000円は、土地開発基金預金利子の計上でございます。

8ページ、2款繰入金1項1目土地開発基金繰入金1,050万円は、土地購入等に係る財源 を当該基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費1項1目財産管理費4,000円は、土地開発基金の預金利子積立金の計上でございます。

10ページ、2款1項1目公有財産取得事業費1,050万円は、土地購入費及びその関係経費の計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第27. 議案第20号

○議長(原中 政廣君) 議案第20号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

〇保険環境課長(永松 俊英君) 議案書の70ページをお願いいたします。

議案第20号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算を地方自治法第 211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。 内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。予算書のフォルダーの⑦をお願いいた します。

予算書の2ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17億3,259万4,000円に定めようとするものでございます。第2条では、一時借入金の 借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、2億6,908万5,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。 1 款 1 項 2 目退職被保険者等国民健康保険税は、4 万 5 , 0 0 0 円 を計上しております。

10ページをお願いいたします。2款1項1目督促手数料は、12万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。 3款 1 項 1 目災害臨時特例補助金は、 1, 0 0 0 円を存置科目として計上しております。

12ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金13億276万7,000円は、桂川町の医療給付費の支払いとして県から交付される普通交付金12億7,429万2,000円、保険者努力支援制度や特別調整交付金として、交付される特別交付金2,847万5,000円となっております。

13ページをお願いいたします。 4款 2項1目財政安定化基金交付金は、1,000円を存置科目として計上しております。

14ページをお願いいたします。5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険給付費等支払準備基金預金利子として、16万円を計上しております。

15ページをお願いいたします。 6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、 1 億 5 , 9 3 0 万円を計上しております。

17ページをお願いいたします。7款1項1目療養給付費交付金繰越金及び2目その他繰越金は、それぞれ1,000円を存置科目として計上しております。

18ページをお願いいたします。8款1項1目延滞金は、一般被保険者分と退職被保険者分等を等分として、合わせて10万1,000円、2目加算金も、一般、退職それぞれ1,000円、合わせて2,000円を存置科目として計上しております。3目過料につきましては、1,000円を存置科目として計上しております。

19ページをお願いいたします。8款2項1目預金利子は、1,000円を存置科目として計上しております。

20ページをお願いいたします。8款3項1目特定健康診査等受託料も、1,000円を存置

科目として計上しております。

21ページをお願いいたします。8款4項1目一般被保険者第三者行為納付金は100万円、 2目退職被保険者等第三者行為納付金から8目雑入までは、それぞれ1,000円を存置科目と して計上しております。

22ページをお願いいたします。 歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 一般管理費は、 2 2 ページから 2 3 ページに記載をしており、職員 2 名分の人件費並びに国保事務等に関する経費 1,658万7,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。1款1項2目国民健康保険団体連合会負担金は、103万2,000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。1款2項1目賦課徴収金は、14万6,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。1款3項1目運営協議会費は、60万円を計上しております。

26ページをお願いいたします。1款4項1目医療費適正化特別対策事業費328万7,000円は、医療費適正化やレセプト点検等に関する経費でございます。2目収納率向上特別対策事業費は、51万2,000円を計上しております。

27ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費は11億1,376万 1,000円、2目一般被保険者療養費は1,568万3,000円、3目審査支払手数料は 248万3,000円を計上しております。

28ページをお願いいたします。2款2項1目一般被保険者高額療養費は1億6,710万 9,000円、2目一般被保険者高額介護合算療養費は50万円を計上しております。

29ページをお願いいたします。2款3項1目一般被保険者移送費は、10万円を計上しております。

30ページをお願いいたします。2款4項1目出産育児一時金は、20件分、840万 5,000円を計上しております。

31ページをお願いいたします。2款5項1目葬祭給付費は、40件分、120万円を計上しております。

32ページをお願いいたします。2款6項1目傷病手当金は、10万円を計上しております。

33ページをお願いいたします。3款1項1目一般被保険者医療給付費負担金は2億6,582万1,000円、2目退職被保険者等医療給付費負担金は8万5,000円。

34ページをお願いします。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等負担金は7,965万7,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等負担金は6,000円を計上しております。35ページをお願いいたします。3款3項1目介護納付金負担金は、2,580万1,000円

を計上しております。

- 36ページをお願いいたします。4款1項1目その他共同事業事務費拠出金は、退職者医療年金受給者リスト作成費用負担金として1,000円を計上しております。
- 37ページをお願いいたします。5款1項1目保健衛生普及費136万円、2目疾病予防費は19万2,000円を計上しております。
- 38ページをお願いいたします。5款2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に関する事業費として2,130万4,000円を計上しております。
- 39ページをお願いいたします。6款1項1目国民健康保険給付費等支払準備基金積立金は、 基金預金利子積立金として16万1,000円を計上しております。
- 40ページをお願いいたします。7款1項1目利子は、一時借入金利子分として20万円を計上しております。
- 41ページをお願いいたします。8款1項1目一般被保険者保険税還付金は150万円、2目 償還金は、1,000円を存置科目として計上しております。

42ページをお願いいたします。9款1項1目予備費は、500万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお 願い申し上げます。

日程第28. 議案第21号

○議長(原中 政廣君) 議案第21号令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを 議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

〇保険環境課長(永松 俊英君) 議案書の71ページをお願いいたします。

議案第21号令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和4年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第 211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。予算書フォルダーの⑧をお願いいたします。

予算書2ページをお願いいたします。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ2億2,076万4,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。 歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料は、年金から納めていただく保険料で9,962万1,000円、 2目普通徴収保険料は、納付書や口座振替により納めていただく保険料で、現年度分を4,098万 7,000円、滞納繰越分を90万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。 2款1項1目督促手数料は、100件分、1万円を計上しております。

9ページをお願いいたします。3款1項1目県支出金は、法改正に伴い、本年7月と9月に、 後期高齢者医療の保険加入の皆様に被保険者証を2回交付する必要がございます。その2回目の 交付事務に関する交付金として23万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。4款1項1目事務費繰入金は1,486万8,000円、2目保険基盤安定繰入金は6,134万6,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金は、230万円を計上しております。

- 12ページをお願いいたします。6款1項1目保険料還付金は50万円。
 - 13ページお願いいたします。2項1目雑入は1,000円の存置科目。
- 14ページをお願いします。3項1目延滞金も1,000円の存置科目として計上しております。
 - 15ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、15ページから16ページに記載をしており、短時間勤務会計年度任用職員1名分と職員1名分の人件費や、郵便料として715万3,000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。1款2項1目徴収費は61万8,000円を計上しております。

18ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の 分担経費及び保険料等の納付として、2億1,149万3,000円を計上しております。

- 19ページをお願いいたします。3款1項1目保険料還付金は50万円を計上しております。
- 20ページをお願いいたします。4款1項1目予備費は100万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお 願い申し上げます。

日程第29.議案第22号

○議長(原中 政廣君) 議案第22号令和4年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といた します。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

〇水道課長(山本 博君) 議案第22号について御説明申し上げます。

議案書72ページをお開きください。

本議案は、令和4年度桂川町水道事業会計予算でございます。

本予算につきまして、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、本議会での議決に付するものでございます。

内容につきましては、別紙の桂川町水道事業会計予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条、業務の予定量は給水戸数5,919戸、年間の有収水量は130万8,936 m^3 、1日平均有収水量は3,586 m^3 を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款水道事業収益では2億2,569万2,000円、支出では、第1款水道事業費用 として2億2,239万2,000円を予定しています。差引きの事業収益では330万円の黒字 を見込んでおります。

3ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の予定はありません。支出では6,205万6,000円を予定しています。また、収入が支出に対して不足している額6,205万6,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金5,807万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額398万5,000円で補填填するものです。

第5条は議会の議決を得なければ、流用することができない経費として、職員の給与費 7,072万9,000円を定めております。

第6条では、棚卸資産の購入限度額を200万円と定めております。

予算内容につきましては、25ページからの令和4年度桂川町水道事業会計予算説明書で御説明させていただきます。

25ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項1目、給水収益の2億1,568万8,000円は水道使用料金、2目受 託工事収益1,000円は修繕料、3目その他の営業収益205万円は、各種手数料及び口径別 納付金として、それぞれの調定見込額を計上いたしております。

2項1目受取利息及び配当金は、預金利息として20万6,000円。

26ページをお開きください。 2 目長期前受金戻入は774万5,000円、4 目雑収益は1,000円をそれぞれ計上いたしております。 3 項1 目過年度損益修正益1,000円は、存置科目として計上いたしております。

27ページをお開きください。収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費9,155万4,000円は、浄水場に係る経費で、 主なものは職員3名分と会計年度任用職員3名分の人件費や施設の維持管理に伴う委託、修繕、 動力等の整備費等を計上いたしております。 29ページをお開き下さい。2目配水及び給水費3,781万1,000円は給配水設備等に係る経費で、主なものは水道設備の維持管理を担当する職員2名分と会計年度任用職員1名分の人件費、水道配水管の漏水調査委託料、修繕費等の計上いたしております。

30ページをお開き下さい。3目、受託工事費1,000円は材料費を存置科目として、4目総係費3,426万円は、経理事務全般に係る庶務的経費で主なものは関係職員3名分と会計年度任用職員2名分の人件費、検針人や集金に対する委託料、口座振替手数料等をそれぞれ計上いたしております。

31ページをお開き下さい。5目減価償却費4,106万1,000円は、浄水場の建物、構築物、機械及び装置等の減価償却費、6目資産減耗費356万5,000円は、機械及び装置等の除却費。

32ページをお開きください。7目その他営業費用1,000円は存置科目としてそれぞれ計上いたしております。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費376万7,000円は企業債借入金利子、2目消費税937万円は消費税見込額、3目雑支出1,000円は存置科目としてそれぞれ計上いたしております。3項1目過年度損益修正損1,000円は存置科目として計上いたしております。4項1目予備費、予備費として100万円を計上しております。

33ページをお開き下さい。資本的収入及び支出です。

収入についての予定はありません。

支出でございます。1款資本的支出1項1目メーター費37万8,000円は、メーター器の購入費として、2目建設改良費3,685万5,000円は、豆田浄水場のろ過施設の設備更新費や、近年の大雨等による原水変化並びに職員の高齢化等に対するため、インターネットを活用して原水や浄水状況等を常時監視・観測できるクラウドシステムの設置経費を計上しております。

4目固定資産購入費660万円は、浄水場等における機械及び装置の購入費をそれぞれ計上いたしております。

2項1目企業債償還金1,722万3,000円は、企業債借入金の元金分を計上いたしております。

4項1目予備費、予備費として1,000円を計上いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上議決賜りますようお願いいたしまして提案説明 とさせていただきます。

○議長(原中 政廣君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時06分休憩

.....

午後3時07分再開

○議長(原中 政廣君) それでは、会議を開きます。課長からの訂正の申出がありますので、訂正を報告させます。山本課長。

- **〇水道課長(山本 博君)** 申し訳ありませんでした。
 - 33ページの資本的収入及び支出でございます。

1款4項の予備費でございますが、1,000円と申し上げたようですので、100万円と改めさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長(原中 政廣君) これで会議を終了しました。本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時08分散会